

# 第六十八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第十八号

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

五月二十三日

五月二十四日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

五月二十五日

## 政府委員

労働省労働局長 石黒 拓爾君  
建設大臣官房審議官 小林 忠雄君  
自治政務次官 小山 省二君  
自治大臣官房長 皆川 迪夫君  
自治大臣官房審議官 立田 清士君  
自治大臣官房審議官 森岡 敏君  
自治省行政局長 宮澤 弘君  
自治省行政局長 林 忠雄君  
自治省行政局長 伊藤 保君  
自治省行政局長 砂子田 隆君  
自治省行政局長 興課長

## 事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君  
自治省行政局長 砂子田 隆君

## 説明員

自治省行政局長 砂子田 隆君  
興課長

## 出席者は左のとおり。

委員長 玉置 猛夫君  
理事 寺本 広作君  
委員 増田 盛君  
占部 秀男君  
河田 賢治君  
片山 正英君  
高橋 邦雄君  
原 文兵衛君  
神沢 浄君  
小谷 守君  
杉原 一雄君  
和田 静夫君  
上林繁次郎君  
藤原 房雄君  
中沢伊登子君

本日(の)の會議に付した案件  
○公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○地方行政の改革に関する調査(地方行政財政等の当面の諸問題に関する件)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十四日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 公有地の拡大の推進に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正

する法律案を一括議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○上林繁次郎君 土地の先買いについては昨年の秋ごろからいろいろな構想があったようです。その中で今回の法案が出てきたわけですが、今出てきた先買い制度、これは根本構想、根本元建設大臣、この構想の変形である。こんなようなこともいわれているわけですが、この根本構想と今回の先買い制度との違いですね、建設省のほうからひとつお話し願いたいと思います。  
○政府委員(小林忠雄君) 法律的な法律案の内容につきましては、その違いの出でまいます。基本は、法律案のねらいといえます。公有地拡大というところであると思えます。今回提案されております法律案は、公有地拡大と申しましても、地方公共団体が直接公共用地に使うというものをあらかじめ先行取得をする。そのために先買いの制度をつくる、こういう趣旨のものでございます。根本構想は、もちろんそういう点が入っているわけですが、さらにもう少し広く、一般に市街化区域の開発あるいは地価の安定対策というもう少し広い範囲のことを考えている。ですから、さらにもう一步直接公共団体が使う用地以外のものにも先買いの対象を広げている、こういうところですね。先買いの第一点でございますが、したがって、先買いの対象が、本法律案におきましては将来公共用地になるという予定地を先買いするというところでございますが、根本構想におきましては、市街化区域の中にございまして農地山林等の土地一般の売買について広く先買いをしようということとで対象が非常に広がっております。

それから第二点は、法律の強制力の問題でございますが、本法律案におきましては、届け出をいたしましたあと公共団体がその土地を先買いいたしますのは、あくまで協議によるわけでございまして、本人の意思に反してこれを取得するところまでは考えておらないわけでございします。根本構想におきましてはその先買い権に強制力を持たしている、最後は取用と同様な効果を持つような先買い権というものを考えているというのが第二点の相違でございます。したがって、そのうらはらといたしましての片方で強制的な先買い権がございします。土地所有者のほうには先買い取り請求権というのを認めているわけでございします。この法律案におきましては、第五条の先買い取りの申し出と申しますのは、これは先買い取り請求権はございせん、あくまでこれも協議によって先買い取ることになっております。したがって、この第一点の先買い取りの法律的な強さは、公共側も強い土地所有者側のほうも強い、いわゆる先買い権も強い先買い取り請求権も強い。ところが、本法律案におきましては、公共団体の先買いもあるいは土地所有者側の先買い取りの申し出も、ともに協議によって成立するというところで法律の性格が弱いわけでございします。それから第三点の対価の支払い方法でございますが、この法律案におきましては、原則としては必ず現金で払うことを予想しているわけでございします。根本構想におきましては、土地所有者の意思にかかわらず交付公債を強制的に交付するということを考えております。大きく申しまして、法律案と構想の内容的な相違は以上の三点でございます。

そういうような三点の相違が出てまいりますのは、根本的にやはり公有地拡大の構想が、この法律案では直接の公共用地に限られているのに対し

て、根本構想におきましてはもう少し広い先買いを考えている。したがって、買い取りましたものを必ず公共用地にだけ使うというんではなくて、これを場合によりましては民間の住宅建設に払い下げるといふことを通じまして、住宅供給を直接ふやすとか、あるいはその際に地価のコントロールを入れているというような思想があるわけでございます。

○上林繁次郎君 お聞きしてありますと、いずれにしても根本構想というのはいさし幅が広がった、こういうこと。もう一つは強制力があるということ。こういう問題からしても、何となく後退しているんじゃないか、こういう感じがするんです。ある一面からいえば相手の立場を尊重する、そういう意味からいえば後退とは言えないかもしれない、いろいろ見方があるだろう。いずれにしても、一応いまの説明からすると何となく後退する感じがするわけなんです。その辺をゆるめて今度出してきたという、そのいきさつといひますか、この法律をゆるめて出してきたその経緯についてひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(小林忠雄君) これは根本構想の土地対策に対する効果についていろいろ議論がございまして、この構想を完全に実施いたしますと、いわば市街化区域の中におきます自由な土地の相対売買というのが全部なくなってしまうわけでございます。いかなる売買におきましても、市街化区域の中の一定の土地についてはすべて先買権が行使される、あるいは、届け出義務がでるといふことになりまして、結果といたしまして、土地の売買というのが必ず公共を一歩通じてなされるということになるわけでございます。これは結果として、米において行なわれております食糧管理法を土地において適用するようになつていまして、市街化区域に限りましては、いわば土地売買の公的的管理が行なわれるということになるわけでございます。これがたして宅地供給の増大にプラスであるかどうか、地価の安定にプラスであるかどうかという点につきまして必ずしも評価が

定まらないということが一つございまして。それからもう一つは、憲法上の問題がございまして、これは必ずしも不可能ではないという意見も相当有力でございますが、いわば根本構想というのは実質的には収用に通過するわけでございます。憲法の二十九条三項によりまして、法律の定めるところによりまして公共の利益のために収用できると書いてあるわけでございますが、そこで、公共の利益というのが、直接公共団体が何か公共施設の用地に充てるということについては問題ないわけでございますが、一般の地価対策として、すべての売買について介入をして、これを強制的に取得するということが公共の利益といえるかどうか。このような宅地なんぞでございますから、そのぐらゐのことは当然公共の利益といえるんじゃないかという説もかなりございましてけれども、従来、土地収用の概念がかなり厳格に解されておりましたので、直ちにそこまでこの際踏み切るのには問題があり過ぎるということで、まず憲法上の問題を避けた範囲内において問題のない範囲で提出をしたということでございます。

○上林繁次郎君 この法律案によりまして、届け出、申し出、こういったことで、したがって、土地の動きということについてはこれは掌握できる、こういう利点はありますね。しかし、地主と地方公共団体の協議が成立しない場合は拘束力がないわけですね。ですから、そういう場合にどうするかという問題があるわけですね。これはあとで出てまいりますけれども、税の措置によってそれをカバーしようという、こういうねらいがある。その税以外に何かそういった点についての措置がなされる必要があるんじゃないか、こういうような感じがするわけですね。税だけでは弱い、そのほかの何か対策を考えているのかどうかという点、その点をひとつありましたらお聞かせ願いたい。

○政府委員(小林忠雄君) ただいまのところは協議によって、ととのった場合に買う。その裏づけといたしましては、一定の減税をするという範囲

でございます。それ以上のことはこの法律案の内容としては考えておりません。○上林繁次郎君 あとで税のことにつきましてはお尋ねしたいと思うのですが、そういう点で非常に弱いという感じがするのです。この買い取りにあたりまして、協議が成立したあとの届け出ですね、この場合に二週間以内に相手に知らせなければならぬ。こういったことなんでしょうが、その事務上の手続上の問題。それが二週間ということですが、これはほんとうに二週間て処理できるかどうかということなんです。こういう問題は、実際にこの法律が施行された場合、実際に起きてくる問題ですから、その点どうかということ、その点どうですかね。

○政府委員(小林忠雄君) 土地の譲渡の際の届け出義務及び先買いについて規定しております場合としまして、法律案第四条の第一項に第一号から第四号まで四つの場合を規定しておりますが、このうち一号から三号までにつきましては、具体的などの土地にどういふものをつくるという計画があらかじめ法律的に公示をされているものでございます。したがって、そういうものを都市計画で定め、あるいは道路法、都市公園法等で公示をし、あるいは土地区画整理法に基づきまして公示しているという場合には、事業主体が大体きまっております。この場合には、このような事業計画なり事業の予定地が確定しております分につきましては、届け出がありましたら、これは市がやる、あるいは県がやる、あるいは公社がやるということがわかっておりますので、その場合問題になりますのは、県が直接買う余裕がない場合に、それじゃ県の公社がかわりに買っていただくか、あるいは市に予算がないから市の公社で買っていただくかという判断だけでございますので、これはあまり時間的に問題はないと思っております。

問題は、第四号の面積が二千平方メートル以上の土地でございますが、この土地につきましては、事前にかなる計画があるか、これはそれぞれ別の公共団体では持つておられますけれども、法律的

なかつたので確定をしておらないという場合でございます。この際に、県、市あるいは公社間で計画が競合して、あるいは取り合いになるといふようなことがありまして、その間の調整が二週間できないというおそれもあるわけでございます。しかし、この買い取りの主体になりますのは、第二条の第二号で、「地方公共団体等」といって、地方公共団体、土地開発公社及び政令で定める法人」となっておりますが、ただいま政令で定めるものと予定しておりますのは、地方住宅供給公社、地方道路公社、日本住宅公団、この三つだけを予想しておりますので、結局主体が県、市、それから土地開発公社、これも県、市でございます。それ以外の公社、公団でございますので、数はおのずから限られております。そこで、届け出がありましたから、さてそれを何に使おうかということをおのずから決めておられるのを希望をとおるということでは間に合わないおそれがございます。しかし、届け出の窓口はこれは知事一本でございますので、それぞれの開発計画を、あらかじめそれぞれの公共団体、市町村あるいは公社というところから知事事務局のほうへ希望なりあるいは将来のものを登録しておきまして、こういう届け出があったので、これなら大体これに適當だろうと、面積、位置等から見てこれで適當だろうと、知事のほうで判断できるようにリストをつくっておく、こういう措置を講じてまいりたいと思っております。

○上林繁次郎君 今度のこの法律がもし施行されますと、買い取り価格は公示価格を基準にするんだと、こういうことになっていっているわけですね。公示価格はその時価の半分ないしは三分の一ぐらい、そのぐらゐの評価しか公示価格はしてないというんです。そこで、こういう状態では、私は目的はよくわかるけれども、現実の問題として、いわゆる公示価格が時価の半分あるいは三分の一ということでは、これはとうてい不動産業者に對抗することはできない、こういう心配があるわけですね。この点についてどういふふうに対処する

か。一番最初にお尋ねしたのもそういう意味も含めてなんですけれども、どう対処するか。現実の問題として、非常にこのところはこの法律を施行する場合に大事な問題で、施行したけれども効果があがらないのでは何にもならない、その点ひとつ。

○政府委員(小林忠雄君) ただいま公示価格が時の半分の値ではないかというお話がございました。公示価格が、地価公示法により公示価格といたしまして、自由な取引が行なわれた際に成立するであろう価格を公示価格として決定をするというところでございます。価格決定の際におきましては、近傍類地の取引価格から算定される推定価格、それから同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用、あるいは近傍類地の地代等から算定される推定価格、いわば三面から推定しているわけでございます。

そこで、一般的に申せますのは、土地という商品の特殊性からいたしまして、ほかの商品のように一物一価という原則が成立しがたい。きわめて特定されており、またその原則が成立しがたいので、通常売り進みの場合と買い進みの場合、売り手が進んで売りたいと考えている場合と、どうしてもその土地を取得したいと買い手が思った場合との価格の差がその倍あるというようにいわれております。そこで、ただいまお話の価格と申しますのは、通常呼び値と称されるものでございますが、この通常呼び値と称されるものは、ある地域の中で買い進み価格の一番高いところを呼び値としていわれているのが普通でございます。たとえば非常に収益力の高い事業を営みます場合は、たとえば銀行の支店をある特定の地域にどうしても建てたいとか、あるいは非常に交通の便利のいいところにガソリンスタンドを経営したいという場合には、その企業の収益から計算いたしまして、このぐらいい出して十分採算が合うという価格で買われる場合が多い。こういうような民間企業の場合には、もちろん取用権がございませぬから価格で勝負をするよりしかたがな

い。そこで採算のとれるぎりぎりのところまで出して買うという例が多いわけでございます。そういったしますと、あそこが十何万で買ったというところが付近一般の呼び値となりまして、これが時価と通常いわれておるわけでありませぬけれども、しからば、ほんとうに地主が土地を売るときに、ほんとうにその価格で売れるかと申しますと、その値では売れない。そこで、地価公示の価格と申しますのは、売り進み、買い進みのほぼ中間のいわゆる中値を公示しているわけでありませぬ。そこで、土地を買いたいという公共団体とか公共側からいいたしまして、まあ少し高過ぎるといふ批判も場合によってはあるわけでございますが、今度は、地主さんのほうから見ると安過ぎるじゃないかという両面の批判が現在あるわけでございます。

そこで、実際問題としてどうであるかということでございますが、これは地価公示の価格を決定いたします際に、近傍類地の取引価格を調査して、これを一つのよりどころにするわけでございます。そこで毎年毎年同じ地点の公示価格を決定いたします際に、その周辺の取引価格というものを調べるわけでございますが、これは不動産の鑑定評価法によりまして、職業上知り得た秘密といたしまして外部へ公表できないことになっておりますが、われわれが地価公示価格を決定する際に知り得る範囲におきましては、地価公示の価格を中心とした評価で大体取引が行なわれている。しかし、こういうように物価がどんどん上がっている状態でございますから時点修正というのが当然あるわけでございます。大体その時点修正の範囲において取引が行なわれているというのがわれわれ調査した実態でございます。間々その時点修正をいたしまして、それよりも著しく高いというものがわれわれの調査したところでは一件ほどございましたけれども、これはたとえばマンションを建設する場合に、まわりの土地は全部買ったけれども一人だけ反対していたというような場合に非常に高い例が一件ございました。大体はかの事例を

調べますと、公示価格に時点修正を加えた程度におさまっているというところがございます。

○上林繁次郎君 いまおっしゃったこともわからないわけじゃないですがね。現実に、法律は、その理屈のようにはいっていないのが現実であると思う。ごく最近現地の地方公共団体とも話をしてみたけれども、結局、その声は、公示価格というのは大体時価の二分の一あるいは三分の一くらいだと、こういう声なんです。ですから、とてもこれでは対抗できないという、こういう考え方を地方公共団体側では持っているわけですね、それが現実である。これは私の聞いた範囲ではそういうことである。そういうことですね。ですから、そこに心配が起るわけです。そこで、そうなりませぬ、とてもこれは不動産業者等に対抗できるものではない、こういう私なりの結論を出したわけですけれども、それはさておきまして、今度土地税制の減免措置、いわゆる特別措置を行なうということがこの法案に盛り込まれているわけですから、それが三百万と千二百万である、こういうことなんです。で、三百万とした根拠、千二百万とした根拠、いわゆる相連をつけたのかということではなくて、三百万円という根拠、それから千二百万円にした根拠ですね、それをひとつ聞かしていただけないか。

○政府委員(立田清士君) 御承知のとおり、現在の租税特別措置法におきましては、一番譲渡所得の特別控除の大きいのは、いま御指摘の千二百万円でございます。それ以外に六百万円、あるいは三百万円、あるいは百五十万円とか百万円とか、そういう段階がございます。そこで、今回の届け出によりましてこの先買の特別控除につきまして三百万円ということになったわけでございますが、先般の租税特別措置法の改正で、すでにそういう点が定められておるわけでございますけれども、この点につきましては、やはり先ほど来お話がございましたとおり、現在の税制から見ま

象事業でありますものが千二百万円になっておりまして、そこで、今回の先買につきましては、先ほどお話がございましたとおり、一つのそういう届け出義務をされる、それに伴って、届け出によって実際の土地を持っている方のそのまあ強制力の程度と申しますか、そういうことを勘案されまして、それで現在でございますような三百万円のランクに位置づけたい。こういうことになっておるわけでございます。

○上林繁次郎君 私がお尋ねしているのは、そういうことじゃないんです。それは、この間神沢先生のほうからお尋ねがあつて、それでお答えがあつたんで、ある程度わかる。私の言っているのは、いわゆる三百万円、千二百万円というのを税制上の措置をするということ、それは言うならばこの法案の効果というものをねらっているわけなんです。そこで三百万円と千二百万円というランクができた。その三百万円としたら千二百万円を考えたとしてもいい、一つだけにして、三百万円とした、届け出の場合には三百万円、申し出ですか、いずれにしても、こういう三百万円というふうなきめた算出根拠といひますかね、これはどういふところにあるのかと、こういう点についてお尋ねしているんです。

○政府委員(小林忠雄君) 私は、大蔵省でございますので正式に正確な根拠を御説明する立場にございませぬけれども、沿革的に申しまして、この公共用地の取得についての税の減税措置というのは、オリンピックの際に道路用地を大量に取得をする、それをまあ促進するための政策的な手段として考えられたことでありまして、初めは、たしかいまの千二百万円に当たります部分が六百万円から始まったように記憶しております。そのときから六百万円にいたしました根拠というものは、表においては必ずしもはっきりしてないわけでございますが、当時いろいろ議論をいたしました際には、いわゆるその立ちのかされる人が通常の住宅を東京都内で再取得する場合には、著しく

ぜいたくな大邸宅でない普通の家を取得するには

どのくらいかかるだろうというようなことが一つの目安になりまして、当時の物価から申しまして、まあ六百万円あれば一応のものが再取得できるだろうというようなことが一応根拠になって始まりまして、それがまあ物価の変動等によりまして千二百万円までだんだん上がってきたわけでございます。ところが、初めは収用の裁決があったものについてだけ認められてきたわけでございますが、この前の御質疑にもございましたように、最後までがんばって裁決まで持っていました。最後の段階で協力のしたものにこの範囲を及ぼすべきじゃないかということになりました。だんだんその範囲が広まってくる、土地収用法の手続のもう少し前の段階まで広げる。それがだんだん広がってまいりました。土地収用法の事業認定を受けた後のものはみな適用していいじゃないかというように、今度は、それと対照的に、土地収用のようなそういう強権ではないけれども別途の意味の強制が加わっている。たとえば区画整理のような場合でありますとか、あるいは古都保存法等によりまして、非常に事実上宅地としての利用が全面的に禁止されるような制限がかかっている。これについて、買取り請求権を認めている場合というように、ものにも似たような、本人の意思で何も好きこのんで売るのがないじゃないかというように、なににだんだん広がってまいりました。ところが、その際に、強制力の度合いを勘案いたしました。それじゃ千二百万円だから半分の六百万円というランクができました。それよりも一つ弱い範囲のものにさらに拡大をするということと、またさらにその半分の三百万円というようにランクが租税特別措置法で一応できたわけでございます。その範囲にどういふものを入れていくかというの、それぞれのケースの強制力の強さ弱さというようにものに比例して大体当てはめるといふようになっております。

○上林繁次郎君 その辺のところは、いろいろと理屈がつけられると思うのです。そこで、先ほどから言っているように、この法律をつくる目的です。それはいわゆるいまの土地の値上がり、こういうものに対して早く公有地を確保していきたい、こういうことです。しかし、先ほどから言っているように、公示価格の問題と時価の問題、そういった点からなかなかうまく進まないじゃないか、こういう心配がある。そこで、やはりこの効果をあげなきゃならぬですから、効果をあげるためには、いまお尋ねしたその三百万円の根拠は別として、けれども、その売る側としては、これはいざいざにいたしても、いわゆる公共用地として提供するという立場は変わりがないということですよ、そうですね。で、その公共用地を取得する側としても、これは何とか確保しなければならぬわけですね。そうでない限り、法律要らないわけですから、ですから、そういう効果の点からいけば、また、同じように売る側とすれば、いわゆる公共用地として提供するんだと、おれのところの土地は、だから、そういう立場なんだから、これはあえて三百万円と千二百万円という、そういうその差別を、私は理屈をつけてそういう差別をつける必要ないじゃないか。全部千二百万円なら千二百万円でいいじゃないか。そのほうがいわゆる取得するにしても取扱いやすいじゃないか。いま市街化されたところで、簡単にそれじゃ私のところは売りたいと、買取り手がないから申し出しておこうというように、ここで、こちらが考えているような、そういうなまやさしいものではないかと思う、いまの土地問題は、ですから、その点は私はあまり効果ないと思は。そうだとするならば、やはり税制面での配慮があるというならば、その税制面に差額をつけるべきではない。千二百万円なら千二百万円出すというところであるならば、そのところは、この法律によるいわゆる先買についてはこれは一律に千二百万円にすべきである。そうあってこそ初めてこの法律の効果があがるんじゃないか、私

はこう思うわけです。その点、どういふふうにお考えになっておるかです。この間からも法律的なこころいわれる解釈または説明というものは聞いておりますから、そういうことでなくて、いま私が申し上げましたことについての考え方に。 ○政府委員(小林忠雄君) 公有地を拡大するという政策のために税制を活用するという立場から申しますれば、したがって自治省なり建設省の立場から申しますれば、先生御指摘のような方向が望ましいと考えております。しかし、いまの租税特別措置法の背景が三段階に分かれておりました。この場合だけでなく、いろんなケースが三段階に分類されておりますので、いまの税制の中におち込むといいたしますと、そのいずれか一つに当てはめるといふことにならうかと思っております。その際、まあいままでの考え方から申しますと、一番強制力が弱いところ、届出の分が三百万円ということになっております。しかし、毎年度の税制改正の例を見ますと、変な言い方でございまして、三百万が六百万になり、六百万が千二百万になるといふような年々増額するケースが毎年幾つかあるのが例でございます。われわれとしましては、この実施の状況等によりまして、さらにそういう方向について自治省と御相談いたしまして努力をしてみたいと思っております。 ○上林繁次郎君 申しわけありません、大臣どうですか、その点。 ○国務大臣(渡海元三郎君) ただいまの税制の面でございますが、税の制度から申しますならば、いま建設省のほうからお答えがございましたとおり、ランクがあるというのはいままでの経過等から考えましてやむを得ないと思はれますが、公有地拡大というふうな場合を考えますと、できるだけ千二百万、いま上林委員御指摘のように買わせると、地主の立場に立ってみれば、どのようないかに使われようと、目的のいかににかかわらず地方公共団体が使用する公共の用地として売ったんだということでございますから、私は、

当然公有地を獲得する地方団体にとりましては減免措置の多いほどよいということになると思はれます。事実問題といたしまして、結局その特典等が、地方公共団体がどうしても買いたいという場合は、売り手、買い手の中で税の問題によって価格が左右される。その分は、地主のほうがある近隣の土地の例等を引きまして、同じ公共団体に使用されるんじゃないか、前のときはこれだけのものをもらっているが、自分のときはこうでないといったような観点から、結局地方公共団体が、減免の措置が少ないときにはその分と申しますか、当の価格の決定の際の要素になっておる。こういった実例を私たちがたびたび味わってきたのでございます。また、いままでも学校用地に使用する分をまだ県の段階では土地を買うことができない。市町村に委託され、市町村が委託を受けてやると、その場合は減免措置が当てはまらないといふふうなときもございまして。それらの不公平をだんだん、いま建設省からお答えありましたように地方公共団体の立場を考えながら税制組織の中に取り入れてきていたおとこのうのが今日までの実情じゃなからうか、かように考えております。そのような意味からいまして、私たちがの立場といたしますれば、不特定の使用目的であっても将来地方公共団体が使うんだということ、先買権を与えられ、その届出によって獲得する土地というのに新しく三百万円という制度をとっていただいたのでございますが、実際の買取りの際にあたりましたならば、できるだけ用途をその際に決定することによって、おそらく上のランクでの減免措置ができるような運用を行なえる場合が多いんじゃないか、こういうふうな期待はしております。そのような運用の運用にやむを得ないならば、そういうたむずかしい運用により、法本来の趣旨であるところの三百万円そのものを広義に解釈していただくという実情に合わせたの今後の努力をしていかなければならぬ

い。前にもお答えいたしましたように、特にこの際は申し出に対する減免措置がございません。協力する者がむしろ冷遇される不公平きわまりないというふうな形になっておりますが、本法案を提出するときには税制議論の立場もありまして協議ととのうに至らずに御審議を仰いでおりますよな次第でございます。今後は少なくともすみやかに申し出による分も減免措置の対象に入りたい、たいというふうなこともあわせて努力いたしたい、このようにならうと考えておる次第でございます。

○上林繁次郎君　そうしますと、これからこの法律が施行されますと先買いが始まるわけですね。そうしますと、学校用地あるいは幼稚園用地ですね、こういうふうな使用目的、事業目的といいますが、これがはっきりしているものについては税制上の減免措置を言っておられますね。しかし、その使用目的が明らかでない場合、こういうことが出てきますね。そういうもの、先買、この二つのケースが出てくる。今後どちらのケースが多くて先買いされていくかという見通し、その見通しについてひとつどういうふうに見通されていくか。

○国務大臣(渡海元三郎君)　見通しの問題でございますから確たることは申されないのでございませぬけれども、先買いされる届け地の分は、いま申しましたとおり、この法文にありますところの二千平米というふうな、除いた部分は大体計画の示されたところが対象になっておりますので、おそらく予算の関係で県なり市町村なり現在では予算は上がっておりませんが、使用目的ははっきり、できるだけ安く買う、あるいは反面から言いましたならば、個人に対して税の恩典をできるだけ多く与えるという意味から使用目的をきめられるのではなからうか。不特定の場合でありまして、いろいろの計画を地方公共団体は持っておりますけれども、現実には予算の関係その他でおくられているのでございませぬから、目的その他は、現実の土地をながめながら、自分らの有する計画の中にこれを当てはめるべきではなからうかとい

うふうな配慮が行なわれるのではなからうかと思えます。そのような結果、私はおそらく高額の減免措置を適用される場合のほうは相当多く出てくるのじやなからうか、このように予測いたしていろいろでございます。

○上林繁次郎君　そうしますと、まあ先買いのケースとしては、いま申し上げたように二つある。そこで、当初使用目的がはっきりしなかった、そういうものための先買いが行なわれていた、その後いろいろのケースがあると思うのですが、当初はそういうことで先買いをやっていたけれども、相手を納得させて一応土地開発公社が、これが買ひ込んだ。そうしますと、しばらくして目的が明らかになった。これは学校用地となる、あるいは公園用地となる、こういうふうな使用目的が明らかになった。これは十年先にそういうふうになる場合もあるかもしれない。いまの時点からいえばそんなことはちょっと考えられない、十年先ということはちょっと考えられないかもしれないけれども、そうだとするならば、比較的早い機会に、使用目的が明らかでなかった、当初買うとき、は、だ、けど、尽日とは言わないかもしれないけれども、何年後か、一年ないし二年後にいわゆる学校用地になった、あるいは公園用地になった、こういう場合には、この税の減免措置ですね、税の減免措置というのはどういうことになるのか、この点どうですか。また、あとで差額等を考えあげると、そういう点について何か特別な考え方があるのかどうか。

○国務大臣(渡海元三郎君)　大蔵当局が専門的に答えるのでございませぬから何ですけれども、売買の時期におきましてそういうふうなことを含めて価格がきめられるのでなからうか。したがって、後にきめられましても私は税の恩典はそれだけ減するということは現在の法制上ではないと思えます。また、なくても、おれの土地はこれだけの減免しなくてもならなかった、しかしながら学校用地になった、あのとときに学校用地になったのにこれだけだということになりますと、そ

のときの減免がそれだけであったならば、またおのずから価格が違つておつたのではなからうか。こういうこともございませぬので、それに対する、何と申しますか、いざこざという点は私は比較的少ないのではなからうか。これは私は、これらの具体的な問題を処理さしていただくことに對して、地方公共団体等いろいろ陳情等を受けました経過、それらの実態からいたしまして、大体それらを含んでの価格決定がなされるという姿でございますから、税の特典というものが買ひ手にとつての地方公共団体のためになるのか、いま先生が言われましたように、地主そのものに与えられた特権と考えられるのかという点から考えましたら、むしろ価格の決定においては、地方公共団体そのものがいま申されました公共の目的に使用するために買ひやすくなるというふうな価格決

定は比較的確起ることが少ないんじゃないか、かように考えます。

○上林繁次郎君　まあ法律上でそういうふうな二つに分かれてはいるわけですが、いわゆる使用目的が明らかでないもの、明らかでないもの。そこにおいていわゆる減免措置は変わってくるわけですから、ですから、いまそういう意味で、この法律の上ではっきりしているものだからお尋ねをしております。まあ大臣の御答弁で大体趣旨はわかっておきます。わかりましたけれども、あえて申し上げておきますらば、この使用目的が明らかでないというものの、そういうものがないようにすべきだ、そんなに長期に、十年も二十年も先のことを考えて買ひ込んでたらいと、そんなふうなことはできないと私は思う。したがって、法律ではこういう二本立てのような形になっているけれども、買うときには、これは将来、ますますではないけれども、学校用地あるいはまた公園用地という、そういうふうないわゆる使用目的というものを明らかにして、そうしていわゆる地主との交渉をしてあげる、こういうやうは私は配慮が必

要だろと、こう思うんですね。そういう配慮があれば当然いま私がお尋ねしているような心配はなくなるわけですから、その点を、まあ大臣がお答えになったことで含まれているかもしれませぬが、その点ひとつ。

○政府委員(小林忠雄君)　法律案第六条の「(土地の買取りの協議)でございませぬが、その第一項におきまして、地方公共団体等は買取りの目的を示して買取りの協議を行なう旨を当事者に通知する」ということになっておりますので、何だかわからないで買うということはないわけでございます。まあ公園に使うとかあるいは学校に使うということではございませぬが、用途変更、目的が変わった場合に、それじゃ買ひ戻しの請求権を認めるのかというふうな問題もございませぬ、法律案第九条におきましては、先買ひいたしました土地をいかなる用途に供さなければならぬかということ、九条の一項に一号から三号まで買ひ取りました土地の用途を限定いたしております。したがって、買ひ取りの際にできるだけ買ひ取りの目的を示すわけでございますが、将来事情変更によりまして、学校のつもりだったのが、いろいろの状態から見てむしろ公園のほうがよかつたというふうな、公共目的間の流用というものは認めると、こういう仕組みにしているわけでございます。

○上林繁次郎君　話は変わりますが、現在地方公共団体ですらに既存の土地開発公社あるいは協会のみたいなもの、こういうものがあります。これは民法上の法人ということなんで、一般の市中銀行から自由に金を借り入れると、こういうことができるわけですね。それで、今度この法律によってできる土地開発公社、これもいわゆる事業資金の借り入れというふうな問題について、これもやはり自由にそういうことが行なわれると、こういうふうな考えていいですか。

○政府委員(立田清士君)　御指摘のとおり、今度の公法人になります土地開発公社につきまして、

やはり民間資金の活用ということがはかられるわけでございますが、そういう意味では民間資金の借り入れは公社自体でできるわけでございますが、ただこの法律案にもございまして、民間資金を借り入れる場合におきまして、地方団体との関係において債務保証ができるという規定も実は置かれておるわけでございます。したがって、そういう債務保証を行ないます場合は、地方団体と土地開発公社との関係もいろいろお話し合いというものが、別に借り入れの総体についていろいろお話し合いはあるかと思えますが、たてまえとしては公社自体も民間からの借り入れができる、こういうことになっておるわけでございます。

○上林繁次郎君 現在の地方開発公社ですね、既存の、これは地方公共団体の業務を代行している、こういう形になっておりますね。だけれども、これは議会やまたその長の意向に全面的に沿わなければならぬという、そういうものではないわけですね。ですから、まあそういう姿は地方自治のあり方としてあまり好ましくないのじゃないか、こういう批判もあるわけですね。今回の法律によってできる土地開発公社というものはそういう批判を受けるような心配がないかですね、批判を受ける心配はないか。

○政府委員(立田清士君) その点でございますが、この法律の中にもございまして、今回の土地開発公社は公法人として位置づけるわけでございます。その地方団体の一つの表現が適切かどうかはわかりませんが、分身として土地関係の仕事を行なうことになるわけでございます。そういうわけで、ひとつの地方団体との関係を明確に位置づけて、そしてその公社自体に対しまして監督等につきまして、設立しております地方団体のほうで監督権を持つというふうになりますので、運営の面等におきましても地方団体との関係とこの明瞭になっておる、こういうことにならうかと思えます。

度法律によって土地開発公社ができた、こうなりまして、その場合にこの当該市町村の起債のワケです。この起債ワケというのはどういうことになりませぬか、これは変わりはない……。

○政府委員(森岡健君) 地方公共団体自身が土地を先行取得いたします場合には、御承知のように地方債計画で先行取得債というワケがございまして、これはこれで従来からも補充してまいりましたが、本年度も補充いたしております。同時に、この土地開発公社等による先行取得を並行してやっていく予定でございますが、先行取得債ワケをどうしようかというところは全然ございませぬ。

○上林繁次郎君 その辺で私はちょっと納得できない。ということ、いわゆるこの法律によってできる土地開発公社ですね。これは、この土地開発公社におけるいわゆる債務ですね、この債務保証というのはいわゆる当該市町村で行なうんだと、こういうことでしょうか。それで、そうなりまして、この土地開発公社にはこれは一銭も金はないわけですね、実際には全部借り入れるわけですね。借り入れて、そしてそれによって事業を行なう、これもちゃん金では土地のいわゆる先買いなんというのとはとてもできるものじゃありません。私は相当膨大な金が必要だと思っております。その場合に、それを保証するのはだれが保証するのか、当該市町村である。で、当該市町村は、いわゆる開発公社が借入れた金についてこれは利息も払わなければならぬでしょうし、元金も返済しなくちゃならぬでしょうし、それが地方財政のいわゆる一般財源の中で、一般会計の中にそれがしわ寄せとなって必ず私は出てくるだろうと思っております。その辺の配慮をおこななければ、これは土地開発公社ができたって、たいした事業はできやしないという心配を私は持っているわけなんですけれどもね、そういう点をどういうふうに考えておられるかということですね。

○政府委員(菅川迪夫君) ごもっともな御質問であらうかと思えます。この点は、土地の先行取得をどういう形で行なうかという点、非常に議論

のあるところでございます。従来は、なるべく正規の起債ルートに乗せて、このワケをふやして行って土地の需要を確保してきたいと、こういう努力、考え方をしてきたわけでございます。しかし、御承知のように、適債事業として起債の対象になるためには、ある程度事業のめどが立っていないければならない、先行取得といってもある程度の事業のめどが立っていないければならないわけでありまして、ところが、現実の地方団体におきましては、将来のその地域における公共事業を想定をしているいろいろな自主的な準備をしておるわけでありまして、これが将来公共事業として取り上げられてだんだんまいるわけでございますけれども、そういう準備の段階において、すでに土地を取得しておいたほうがいいと、こういう判断のもとに発生したのがこの民法法人による土地開発公社でございます。いままでの実績から見ますと、かなりの土地を取得して公共事業の促進に相当の働きをしてきたと、こういう実績を私たちも見まして、この際、これをむしろ法制化していったほうがいいんじゃないかと、こういう判断に立ったわけでございます。もちろん、先行取得というものが全部正規の起債ルートで処理できるならば、このほうが財政制度としては正しいだろうと思っております。これは許可制度の限界というものがございまして、どうしてもその前段階になりまして、地方団体が独自の判断で処置したほうが合理的であると、こういうことになるわけでございます。したがって、私たちが、この公社をつくりましたあと、これをどういうふうにして運用していくか、なかなか問題があるかと思っております。いたずらに大量の土地をただ買い込むということではならない、同時に、その地域の整備計画というものを頭に置いてかなり果敢に土地の取得をしていかなければならないという面もあるかと思っております。その点は、地域の問題は議会等とも十分に判断をされて運用してもららうならば、この公社によって相当の前進を見るんじゃないか、かように考えておるわけでございます。

す。

○上林繁次郎君 官房長が言われることはわからないうことはないんですよ。ところが、現実問題として、たとえば人口急増都市、こういうところなんかは学校用地も公園用地も、とにかくあれもこれもほしいというのが実情なんです。実際は、ですから、いま官房長が言われたような考え方でこの土地開発公社を発足させれば、これは形はできて私も私はいわゆる効果があらがらないと思っております。そういう一例としてこの人口急増都市、これを例にあげておるわけですが、もう相当な土地を必要としておるわけですよ。しかし、あまりにもいわゆる高過ぎる、だから買えないわけですね。事業はやりたい、やりたいけれどもなかなか高くて手が出ない、こういうのが実情です。ですから、それをいわゆる公社ができて公社がそれにかわって買う、それは確かに買うことはできるだろう、その買うということ、それ自体については私はできると思う。しかし、それはただでは買えない、買う以上は膨大な金がかかる。そのかわり、金はだれが保証するかといえ市町村が保証するのだから、市町村は年々これに対する利息を払わなければ、あるいは元金を返済しなければこの土地開発公社はパンクするということですから、そうでしょう、ですから、そういうケースが必ず出てくるということですね。また、そういうケースが出てこなければ、この開発公社をつくってもあまり効果あらがらないんじゃないか、やはり相当な土地を買わなければならぬようなケースが出てくると私は思う。その場合に、いま申し上げたような問題が起きてくるであろう、それについてどう手当てをするか、起債のワケを広げるとか、あるいはそのほかの何らかの方法を講ずるとか、財政面の、それでなければほんとうの効果はあらがらないんじゃないかというのが私の心配なんです。

○政府委員(菅川迪夫君) もちろん、先ほど森岡審議官のほうからも申し上げましたように、先行取得債そのほかの土地の取得債というものを、こ

す。

○上林繁次郎君 官房長が言われることはわからないうことはないんですよ。ところが、現実問題として、たとえば人口急増都市、こういうところなんかは学校用地も公園用地も、とにかくあれもこれもほしいというのが実情なんです。実際は、ですから、いま官房長が言われたような考え方でこの土地開発公社を発足させれば、これは形はできて私も私はいわゆる効果があらがらないと思っております。そういう一例としてこの人口急増都市、これを例にあげておるわけですが、もう相当な土地を必要としておるわけですよ。しかし、あまりにもいわゆる高過ぎる、だから買えないわけですね。事業はやりたい、やりたいけれどもなかなか高くて手が出ない、こういうのが実情です。ですから、それをいわゆる公社ができて公社がそれにかわって買う、それは確かに買うことはできるだろう、その買うということ、それ自体については私はできると思う。しかし、それはただでは買えない、買う以上は膨大な金がかかる。そのかわり、金はだれが保証するかといえ市町村が保証するのだから、市町村は年々これに対する利息を払わなければ、あるいは元金を返済しなければこの土地開発公社はパンクするということですから、そうでしょう、ですから、そういうケースが必ず出てくるということですね。また、そういうケースが出てこなければ、この開発公社をつくってもあまり効果あらがらないんじゃないか、やはり相当な土地を買わなければならぬようなケースが出てくると私は思う。その場合に、いま申し上げたような問題が起きてくるであろう、それについてどう手当てをするか、起債のワケを広げるとか、あるいはそのほかの何らかの方法を講ずるとか、財政面の、それでなければほんとうの効果はあらがらないんじゃないかというのが私の心配なんです。

す。

○上林繁次郎君 官房長が言われることはわからないうことはないんですよ。ところが、現実問題として、たとえば人口急増都市、こういうところなんかは学校用地も公園用地も、とにかくあれもこれもほしいというのが実情なんです。実際は、ですから、いま官房長が言われたような考え方でこの土地開発公社を発足させれば、これは形はできて私も私はいわゆる効果があらがらないと思っております。そういう一例としてこの人口急増都市、これを例にあげておるわけですが、もう相当な土地を必要としておるわけですよ。しかし、あまりにもいわゆる高過ぎる、だから買えないわけですね。事業はやりたい、やりたいけれどもなかなか高くて手が出ない、こういうのが実情です。ですから、それをいわゆる公社ができて公社がそれにかわって買う、それは確かに買うことはできるだろう、その買うということ、それ自体については私はできると思う。しかし、それはただでは買えない、買う以上は膨大な金がかかる。そのかわり、金はだれが保証するかといえ市町村が保証するのだから、市町村は年々これに対する利息を払わなければ、あるいは元金を返済しなければこの土地開発公社はパンクするということですから、そうでしょう、ですから、そういうケースが必ず出てくるということですね。また、そういうケースが出てこなければ、この開発公社をつくってもあまり効果あらがらないんじゃないか、やはり相当な土地を買わなければならぬようなケースが出てくると私は思う。その場合に、いま申し上げたような問題が起きてくるであろう、それについてどう手当てをするか、起債のワケを広げるとか、あるいはそのほかの何らかの方法を講ずるとか、財政面の、それでなければほんとうの効果はあらがらないんじゃないかというのが私の心配なんです。

す。

○上林繁次郎君 官房長が言われることはわからないうことはないんですよ。ところが、現実問題として、たとえば人口急増都市、こういうところなんかは学校用地も公園用地も、とにかくあれもこれもほしいというのが実情なんです。実際は、ですから、いま官房長が言われたような考え方でこの土地開発公社を発足させれば、これは形はできて私も私はいわゆる効果があらがらないと思っております。そういう一例としてこの人口急増都市、これを例にあげておるわけですが、もう相当な土地を必要としておるわけですよ。しかし、あまりにもいわゆる高過ぎる、だから買えないわけですね。事業はやりたい、やりたいけれどもなかなか高くて手が出ない、こういうのが実情です。ですから、それをいわゆる公社ができて公社がそれにかわって買う、それは確かに買うことはできるだろう、その買うということ、それ自体については私はできると思う。しかし、それはただでは買えない、買う以上は膨大な金がかかる。そのかわり、金はだれが保証するかといえ市町村が保証するのだから、市町村は年々これに対する利息を払わなければ、あるいは元金を返済しなければこの土地開発公社はパンクするということですから、そうでしょう、ですから、そういうケースが必ず出てくるということですね。また、そういうケースが出てこなければ、この開発公社をつくってもあまり効果あらがらないんじゃないか、やはり相当な土地を買わなければならぬようなケースが出てくると私は思う。その場合に、いま申し上げたような問題が起きてくるであろう、それについてどう手当てをするか、起債のワケを広げるとか、あるいはそのほかの何らかの方法を講ずるとか、財政面の、それでなければほんとうの効果はあらがらないんじゃないかというのが私の心配なんです。

の公社ができたからといって、それに肩がわりしていかうという考えは毛頭いたしてないわけでご  
さいまして、いまお話のありました急増地域等に  
おきましては、さらに先行取得あるいは補助制度  
というものを活用していかねければならぬ。し  
かし、そういったしても、お話のように、この  
公社によって取得をした土地の金利という問題が  
起こると思います。この点は、建設省からも御答  
弁申し上げたと思いますが、将来の金利負担を公  
共事業費においてこれは見ていく、補助対象とな  
る分はまた当然補助金として見ていくということ  
でございますが、一時期地方団体の負担になる  
わけでございますが、これは将来は解消されてい  
く。こういうことになってまいりますと、御承知  
のように、現在公共事業の状況を見ても、  
土地の取得ができないために事業をやりにく  
くされない、繰り越しになっていくという事態がた  
くさんございます。私は、この公社によりまして  
土地の取得が進んでまいりますと、これはなかな  
か国の予算全体との関係がありますからそう簡単  
にはまいらないと思っておりますが、むしろ公共事業を  
促進していく、土地の面から促進をしていくとい  
うことにもなるかと思っております。もちろん、そ  
うかといつてむやみに買い込むわけにはまいらな  
いといえますが、その辺の兼ね合いは、現実の行  
政の上においてある程度妥当な解決ができるので  
はないかと考えております。

○政府委員(小林忠雄君) ただいま皆川官房長か  
ら御説明したとおりでございます。昭和四十七  
年度の予算で建設省関係の公共事業費総額は三兆  
三千億円でございます。そのうち、いわゆる用地  
補償費に該当いたしますものが二三兆余、約七千  
七百億円でございます。したがって、政府全体の  
公共事業費で用地補償費に充てられるものは、お  
そらく一兆四四近四十七年度は予想されるわけ  
でございます。こういうものにつきましては、比率  
におきまして絶対額におきましても今後ともま  
ますふえるのじゃないかと考えます。そこで、  
これだけの事業をいたしますのにどのくらい

積が要るかといえますか、大体建設省の関係事業  
で四十七年度の事業をいたしますために一万二千  
ヘクタールの土地を要するのでございます。ところが、  
これだけの土地を予算がついてから、その年  
になってから買い始めたのでは予算を消化できま  
せんから、現在では大体その土地の半分はその年  
に買いますけれども、年度の上半期におきまして  
は、前年度以前にすでに手持ちをしております  
ものを充てるというのが実情でございます。そこ  
で、後年度の公共事業である程度の約束をしたも  
のにつきましては、半年復利の七分五厘に事務費  
を加えたものというのを補助金対象額に加えてお  
りまして、現実に土地開発公社が先買いをしてお  
られますものについては、現在建設省関係では全  
部そういうような金利負担をしているわけござ  
います。

○上林繁次郎君 そうですと、昨年、昭和四十  
六年度人口急増都市に対して学校用地買収資金の  
補助金を、これは国として六十億円だったです  
か、出しましたね。そういった六十億円を出した  
からといって、これはそれで十分であるというわ  
けではないわけですよ。特にこういう土地開発公  
社をつくって、そして土地の先行取得をしてい  
う、こういうことになると、ますますそういう面  
での需要というものが大きくなっていく。そこで  
昨年は六十億という、これも学校用地買収資金で  
すね、として、そのみです。問題は、ですか  
ら、その幅を広げてやはり補助金を出すという  
考え、その幅を広げてやりますか、必要じゃない  
か、こう私は思うのです。その点どうですか。昨  
年はいわゆる学校のための買収資金ですね、それ  
に対して六十億円でしょう、補助金。今度はこの  
法律によると、学校だとか公園だとか、そういう  
ものが入るわけですね。ですから、そういう面か  
らいうならば、この六十億という補助金、それも  
もっともつとふやして、法律にかなった、法律の  
効果がある方向で考えた場合には、六十億とい  
うことでなくて、もっとも補助をふやしてい  
かなければならないのじゃないかと、こういう考

え方をするわけですが、その点、どう考えられて  
いますか。

○政府委員(森岡敏君) 学校用地につきまして  
は、御指摘のように、昭和四十五年度まではま  
あいわば市町村の財産取得だということで、全く国  
の財政援助はなかったわけでございます。すけれ  
ども、人口急増地域におきましては一挙に何校も建  
てなければならぬということ、それではなるま  
いということ、新たに昨年から国庫補助制度を創  
設したわけでございます。本年は引き続きそれを  
さらに増額していただいたわけでございますが、  
御指摘のように、それだけでは十分とは考えてお  
りません。引き続き、さらに大幅な拡充をしてい  
かなければならぬと思っております。同時に、先ほどお  
話ございました地方債の拡充なども通じまし  
て、校地取得の円滑化をはかっていくということ  
は引き続きやらなければならぬ、かように思っ  
ております。

○上林繁次郎君 まあ土地開発公社ができ、その  
資金の関係として事業資金の借り入れ、これはま  
あ公営企業金融公庫、ここからも貸し出すこと  
なるわけですね、そのワケはどのくらい見  
込んでおられるのか、その事業費に対する何%くらい  
の率で増加しているのか、あるいは金利の問題、  
また期限の問題、こういう点については、どうい  
うようなことになっておりますか。

改正案でも書いておりますように、一般の金融機  
関の融資を補完するというふうな形で公営企業金  
融公庫から融資をさせたいというのが第一点。そ  
れから第二点に、公営企業に相当するような事業  
を対象にしていきたい。第三点にいたしまして、  
法律家が成立いたしまして、土地開発公社が発足  
いたしますのが年度半ばでございます。ことしは  
芽を出したというふうなことで、明年度以降その  
充実を考えていきたい、努力してまいりたい、か  
ように思っております。なお、償還条件でござ  
います。土地開発公社につきましては七年、う  
ち二年据え置き程度で考えていきたい、七年間の  
償還期間で考えていきたい。金利でございます  
が、金利は、公営企業金融公庫の基準金利と申し  
ております。をもって貸し出してまいりたい。基  
準金利につきましては、昨年の政府保証債の発行  
及び繰上償の引き受け条件からいたしますと、七  
分四厘でございますけれども、御案内のように本  
年当初から金利がかなり下がってまいっております  
す。したがって、七分四厘ではなくて、それ  
をいまい少し下回ったところで本年度の基準金利を  
きめ得るものと思っておりますけれども、政府保証債な  
どの発行条件もなお流動的でございますので現在  
のところまだ確定はいたしておりません。

○上林繁次郎君 あれはどうですか、事業費に対  
して何%くらいのをあをい込んでおられるのか。

○政府委員(森岡敏君) 先ほど御答弁の中で申  
しましたように、公営事業に相当するような事業  
というふうなものを融資対象にしてまいりたいと  
思っておりますので、現段階ではその事業に相当  
するほどの程度になるかということとは十分予測  
しがたいのでございます。各地方の報告を求め、  
申し出を求めました上で、その見通しを立ててま  
いりたいという段階でございます。

○上林繁次郎君 公社ができましたも、何とい  
ても公営企業金融公庫等金融公庫から貸し出すも  
の、これは言うならば良質なものであって、金利  
の安い、期限の長い、そういうものをこの地方公  
共団体としては、いま始まったことではないけれ

○政府委員(森岡敏君) 公営企業金融公庫から、  
新たに土地開発公社及び別途御審議をいただいで  
おります地方道路公社に対して四十七年度か  
ら融資をするという制度改正をお願いしているわ  
けでございますが、融資額をいたしまして、両方  
合わせまして六十億円という金額を予定してお  
ります。六十億円の内訳は、地方道路公社分五十  
億円、土地開発公社分十億円というふうな予定  
に相なっております。十億円という金額はこれは  
まことに些少でございます。ただし、土地開  
発公社は、先ほど御指摘があり、また御答弁申  
し上げておりますように、民間資金の活用という  
ことを主軸に考えているわけでございます。この

○上林繁次郎君 公社ができましたも、何とい  
ても公営企業金融公庫等金融公庫から貸し出すも  
の、これは言うならば良質なものであって、金利  
の安い、期限の長い、そういうものをこの地方公  
共団体としては、いま始まったことではないけれ

○上林繁次郎君 公社ができましたも、何とい  
ても公営企業金融公庫等金融公庫から貸し出すも  
の、これは言うならば良質なものであって、金利  
の安い、期限の長い、そういうものをこの地方公  
共団体としては、いま始まったことではないけれ



るかということでは非常に悩んでおるわけですよ。ですからそのための、今回の法律が、その効果をあげるための一環としてこの法律ができた、こういうことなんです。

そこで、自治省が最近行なった土地需要の緊急調査、こういうのがございますね。それによりまして、昭和四十七年から昭和五十一年度までの五カ年間で約三十三万ヘクタールの土地を地方公共団体等で取得する必要がある、こういうように見込んでおります。そうしますと、単年度においては六万数千ヘクタールの需要ということがならぬです。いわゆる五カ年で三十三万ヘクタール、単年度で六万数千ヘクタール、こういうものが必要だ、膨大なものです。これはいわゆる考え方としてはわかるけれども、しかし、考え方というよりも実際に調査の結果、地方公共団体ではこれだけのものが要するのだという調査の結果、こういったものが出てきた。これを確保できないということとは、地方公共団体の事業がそこに支障を来たしてくる、こういうことだろうと思っております。ですから、実際にこれだけの膨大なものを五カ年間でいわゆる確保していくだけの、この土地開発公社等の設立によってこれだけのものを確保していくだけの確信を持っておられるかどうか、これをひとつお聞かせ願いたいと思っておりますがね。

○国務大臣(渡海元三郎君) 確保しておるか、もちろん予測でございますからわかりませんが、いま、四十五年の決算でも四千万をこえるような土地を私法人であるところの開発公社がやっておられる、その後の経過からながめましても、たしか四十六年度でも、大かた地方公共団体とそれから公社と合わせまして相当額の、一兆八千億ぐらいの買い取りをやっておるのではなからうか。そのうちの公社の買い取り分が七千億以上のものに達しておるといふ実績をあげております。おそろくもう四十七年度では二兆円を地方公共団体直接と公社とで行なわれるのではなからうか、おそろくそのうち一兆円ぐらいがこの公社によっての買い取り取得という案になつてくるのではなからう

かと、こう思います。そのような経過からたどりましたならば、今日出ておられますところの、地方公共団体からこれは直接要望を集めたものでございまして、この数字は、それほど計画は膨大になっておる。むしろ、これが実態というよりも、これだけは確保せねばならないという分でございます。過去の実績から認めましたならば、現在の民法上の公社でも行なっておったのでございまして、これをなお一そう、地方公共団体が必要に迫られ、無理をしてやっております事業を円滑に、しかも低利な資金の利用によりまして円滑に公共事業が推進し、これらの土地の確保ができるようにいたしますのが、むしろ今回の御審議賜わっております公法人にいたそうとする土地開発公社の意義でございまして、そのためにも、ぜひとも地方公共団体が必要とするこれらの土地をほんとうに計画的に買い取ることができまますように今後とも努力いたしてまいりたい、これが私たちの本法案に対する期待であり、今後せねばならない努力である、かように考えておる次第でございます。

○上林繁次郎君 いまの大臣のお話を伺っていますと、大体まあ可能性があるのだと、こういう感じなんです。で、昨年度ですか、あの一兆八千億ですか、買い取ったあれがおります。すね。こういうお話なんですけれども、したがってその可能性は十分あるんだと、こういう回答が出たわけですが、そこで私は、大臣がお考えのように全く可能性があつて、そうしてこれが確保される、それを望みます。またそうでなければいかぬ。そういうことなんですけれども、そこで、金額の面からいいますと非常に低く評価されているんじゃないか。昨年度一兆八千億の買い入れをやつたところの土地を買つたのか知りません。資料をいただいておりますからわかりません。少なくとも、いまだんぜん発展しているような都市では地価といふのは相当なものです。ですから、そういうものが私はあまり入っていないんじゃない

か、こう思います。ということは、たとえば単年度で六万数千ヘクタールの土地を、三十三万ヘクタールに対して。そうすると、その資金としては一兆二兆円が必要であるというお話、こういうことです。そうすると、二兆円ということ、いまお話がありましたように一兆八千億なんです。それから、そういうところから二兆円の考え方が出たと思つて、ところが、私がいま言っていることは、どういふ土地を買われたのか知らないけれども、ほんとうにいわゆるあれですね、いまだんぜん発展しているようなところでは相当な地価であるといふ、そういうことを考えた場合に、私は二兆円という計算をはじいた、六万数千ヘクタールの土地を買い入れるのに二兆円というものを用意しなければならぬということ、こういう考え方、この二兆円という考え方がどういふところから生まれてきたのか、その点ひとつお聞かせ願いたい。

○政務委員(立田清士君) ただいまのお話の点は、四十七年度から五十一年度まで五年間につきまして昨年調査をいたしました地方団体の土地需要のことであるかと思つて、この調査自体は都道府県と市町村全部の調査でございます。それぞれの地方団体である程度の将来を、この五カ年間で予測いたしました数字でございます。したがって、実は先ほど御指摘の五カ年間に三十三万ヘクタール、あるいは金額にいたしまして一兆二兆円というふうな地方団体から出てきた数字でございます。それでその数字を単純に五カ年間で割りますと、いま御指摘のとおり二兆二千万、こういうことにならうかと思つて、そこで、地方団体のほうでこの調査をされます際に、実際に御自分のところでいろいろ将来の公共施設等の各種の計画をお持ちになつておられるところもございまして、それから、ある程度そういう具体的な土地を着目して、その状況を見て、いろいろこういう予測を立立てておられると思つて、いろいろいろいろな土地がございまして、市街化が進んでおるところ、あるいは、そうでないところ、

いろいろございまして、それを全部ひくくめていろいろな数字になつておる、こういうことでございます。したがって、昨年の時点の予測でございますので、今後五年間の過程におきまして、具体的なそれぞれの年度において、また、その土地の価格等の問題は、具体的な問題としては、さらに価格がどうなつてくるかという問題は、あらうかと思つて、そういう意味で、現段階では昨年調査しましたこの数字が一つのよりどころになるわけでございますが、先ほど大臣からも御答弁がございましたとおり、この公有地を拡大していくという観点からいたしまして、それぞれ今後の五カ年間に於けるいろいろなさういふ実際の取得、これができるようにするような措置といふものは、あわせて、その具体的な取得する場面の価格の状況あるいは面積等を勘案して考えていかなきゃならないという点は今後の課題としてはあらうかと思つて、

○上林繁次郎君 私がなぜこんなことを聞くかと言いますと、こういった計画といふ結論が出たから吸い上げた資料によつてこういう結論が出たんだと、それによつて、もし誤りがあった、いわゆる考え方に非常に甘さがあったことになりまして、この実現というものは非常に困難になつてくる、こういうことを憂えるわけですね。そこで、非常に難な、わかりやすい計算をはじいた。先ほどどういふ地域の土地を買つて、一兆八千億というふうな土地を、どういふ土地を買い込んだんだらうか、こういうことをさつき申し上げました。それはこういうことなんです。たとえば、発展しているところでは、都市ではそう簡単に一億や二億の土地はないんです、実際問題、そうしますと、これをさぐく下目に見て、たとえば単年度六万数千ヘクタール要するんだと、六万ヘクタールとしまして、わかりやすく、それで六万ヘクタールといふと一億八千万坪といふことですよ。そうすると、一坪一万や二万といふ計算がほんとうにできるかできないか。それで私は、現時点において、この情勢からいって五万ぐらい考えてみよう

ということ、五万で計算をする。そうすると、これは坪五万ということになると九兆円ということになっちゃうよね。ですから、そんな非常に単純な計算のしかたでだけれども、しかし、いまのいわゆる土地の値上がり状態からいって、このぐらいい見込まなきゃならぬだろうというふうな考え方は私なりに持っているわけですよ。そうすると九兆円、単年度で九兆円という金が必要じゃないかと、こういうことなんです。それは二兆円というふうな踏まれているというところに私は甘さがあるんじゃないかと、こういう心配があるわけですよ。そこでもお尋ねをしているわけでございますけれども、この点どうでしょう。

○政府委員(皆川通夫君) 確かに土地の価格、場所によって非常に違いますが、この取得難といわれるような土地は非常に単価が高いであろうと思えます。そういう点を十分に区分してあげばいろいろ御参考になるお話も申し上げられるだろうと思っております。実は資料が全国一本になっておりまして、その点は、単価の高いところは面積が非常に少ない、単価の低いところはたくさん面積を買っている、こういうことのために出てくる数字であると思えますが、昭和四十五年の実績によりまして、地方の公社が買いました土地の単価でございますが、先ほど総額として四千五百億で、一万八千ヘクタール、平米当たり二千五百円ぐらい、二千四百円ぐらいであると、こういう実績が、四十六年にはちょっと百円ぐらい上がってあるようにあります。これに対して、五カ年間の見込みとして出ておきますのは平米当たり三千三百円になっておる。したがって、これで買えるかどうかということになりますと、若干の値上がりは見込んでおるようになりますが、その点、土地の上昇率からしますと若干問題があるかもしれないが、なおこの点は、非常にいま複雑な資料でございますが、これを調査いたしました段階では、まだ景気振興のために公共事業をうんと拡大しようというふうな空気も十分に浸透してない時期でございましたので、この事業量その

ものがかなりふえてくるんじゃないだろうか。また、その土地を取得する場所も非常に高額の市街地が対象になってだんだんふえてくるのじゃないかというふうな考えますので、まだそういう点御指摘のような資料上のなお検討を要する点があるかと思えますので、これから先も十分注意をして、資金等において万全の備えをしていきたいと考えております。

○上林繁次郎君 その点わかりました。で、先ほど申し上げたように、そういう心配もあるわけですよ。実際に地方公共団体から出てきた、吸い上げた、いわゆる資料によって一応計算すると、こういうことになると、まあそれでそのままのみにして、国のほうはそのままでのみにした場合に、この非常にそこを来たしてくる。そういう心配があったものですから、まあこういう話をしたわけなんです。なお、この実態という点については、特に必要なのはあれですかね、学校用地だとか公園用地、それは市街地の中に求めていくというのがほんとうの姿だと思っております。とんでもない山の山林ばかり買いつつだ、これはほんとうに公共用地として役に立たぬ、こういうところが言えると思えます。ですから、こういう地方公共団体から出てきたその資料についての実態というものについて私どもももっと深く検討するものがあるんじゃないか、こういうふうな申し上げておきたいと思えますね。

そこで、問題変えますが、三十三万ヘクタール、五年間で必要だと、これはもう当然民間から買入れるといって、こういうものもあるでしょう。まあいろいろなケースがあると思う。そこで、私がお尋ねしたいのは、この三十三万ヘクタール必要であるというこれを充足させるために、国有地あるいは市町村有地、こういうものをどのくらい見込んでおるのか、その点について。

○政府委員(立田清士君) 御指摘の点は、この調査におきまして、国有地どのくらい、あるいは公有地その他の土地をどのくらいというふうな調査

は実はいたしておりませんので、この面では実は出ておりません。と申しますのは、この三十三万ヘクタールの五カ年の予測というものは、一つの地方団体として必要とする土地の需要ということでございます。それをどういう面から供給を受けるかという点までの予測というのは非常に立ちにくい問題もございまして、この面では御指摘の点は出ておらない、こういうことでございます。

○上林繁次郎君 まあお答えを聞いていますと、調査をしておらぬと、出ておらないと、こういうことと。私は少なくとも、先ほどもお話がありましたけれども、この法律ができたいわゆるその憲法上の問題を配慮して根本構想よりも下回ってきたのだ、こういう答弁もあつた。そこで、やはりそれだけかは民間のその権利というものを圧迫するということの可能性もある。ですから、そういう民間にだけしわ寄せをするのではなくて、やはりこの三十三万ヘクタールの中には、これを充足させるためにはまず手つと早いこの国のいわゆる土地が、国有地がどのくらい、あるいは市町村有地がどのくらい見込まれるのだ。そうすれば、あとはこのくらいのところでは民間から買入れればよいのだ、こういう計算、まあそういう配慮というものが、私はこの法律が施行されてこれを効果をあげるためにはある程度から配慮をしていかなければならぬ、こう思うわけですね。そういう意味で申し上げたいわけなんです。今後ですね、まあ調査をしてい

ないということならば、やはりその点も十分に調査をして、少しでも民間に圧力のかからない、しかも効果をあげていくという、そういう最大の方法を国としては考えていかなきゃならぬと、またその責任があると思っております。なお、このほか、たとえば不法に占拠されておる土地、こういうものも相当あると、こう思います。そういうものに對してどう手を打っていくか、それはやっぱり国有地あるいは公有地、市有地という、そういう言うならば公共の公有地である、それをまず優先的にどう解決していくのだという、やっ

ぱりこういう考え方は必要だと思っております。それでなければ、いつでも民間にしわ寄せがくるといふような行き方というのは、これは絶対にうまくないし、許されぬ、こう思います。その点についてどういうふうな考えられるか。

○政府委員(皆川通夫君) 公有地の拡大の考え方にあたって、その前提として、特に、既存の国有地あるいは不法に占拠されている公有地の活用をはかるべきであるというお考えについては私どもも全く同感でございます。ただ、土地の利用関係は非常に複雑でございますので、直ちにどれだけのものを地方団体として国有地に期待をするか、あるいは不法に占拠されておる土地の排除によって期待をするかというふうな資料をいま持っておりますけれども、考え方としては、まさにお話のとおりであろうと思えます。この法律におきまして、そういう土地の管理について特に注意しろというふうな精神規定を特に入れてあるのも、これから先における土地の取得、管理に対する地方団体に対する一つの考え方として示してあるわけでございます。お話のような趣旨に沿いまして、私たちがなるべく詰めた話をこれからだんだんと展開して、地方団体等指導していきたいと考えております。

○委員長(玉置猛夫君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。  
両案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

午後二時まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩  
午後二時四十分開会  
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

ばりこういふ考え方は必要だと思っております。それでなければ、いつでも民間にしわ寄せがくるといふような行き方というのは、これは絶対にうまくないし、許されぬ、こう思います。その点についてどういうふうな考えられるか。

○政府委員(皆川通夫君) 公有地の拡大の考え方にあたって、その前提として、特に、既存の国有地あるいは不法に占拠されている公有地の活用をはかるべきであるというお考えについては私どもも全く同感でございます。ただ、土地の利用関係は非常に複雑でございますので、直ちにどれだけのものを地方団体として国有地に期待をするか、あるいは不法に占拠されておる土地の排除によって期待をするかというふうな資料をいま持っておりますけれども、考え方としては、まさにお話のとおりであろうと思えます。この法律におきまして、そういう土地の管理について特に注意しろというふうな精神規定を特に入れてあるのも、これから先における土地の取得、管理に対する地方団体に対する一つの考え方として示してあるわけでございます。お話のような趣旨に沿いまして、私たちがなるべく詰めた話をこれからだんだんと展開して、地方団体等指導していきたいと考えております。

○委員長(玉置猛夫君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。  
両案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

午後二時まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩  
午後二時四十分開会  
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

午後二時まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩  
午後二時四十分開会  
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

午後二時まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩  
午後二時四十分開会  
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、地方行政等の当面の諸問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 最近、公共企業体などにおいていわれる不当労働行為というのがたいへん問題になってきておられることは御存じのとおりであります。触れるまでもなく、国公法なりあるいは地公法では不当労働行為ということには出てきません。労働組合法に規定しているような不当労働行為といういわゆる観念は現行公務員法体系下でどのように処理されているのか、まずお聞きしたい。

○政府委員(林忠雄君) 国家公務員法、地方公務員法の体系は、通常の労働法の体系と違っておりまして不当労働行為という概念は法律上はとられておりません。これにかかわるといいますか、これにあたるものといいたしまして、たとえば不利益処分、審査請求とか、それから行政の措置要求というように、人事委員会なり行政委員会などで処置することとなっておりまして、その体系に乗って取り扱っております。

○和田静夫君 それで、現行公務員法に組合活動を理由とする不利益処分の禁止規定は言われるとおり存在をいたしますが、労働組合法七条に規定する支配、介入の禁止やあるいは団交拒否を不当労働行為とする規定は存在をしません。そうしますと、これは公務員については使用者が不利益取り扱い以外の不当労働行為を行なうことを法的に容認しているということではなくて、この前提には、官は悪をなさずといいますが、そういう前提的な思想があると思うのです。そうすると、国や地方公共団体が、憲法二十八条の団結権の保障に当然含まれている不当労働行為禁止の趣旨をみずから侵すはずがないという前提、それでどうなっているんだと理解をいたしておりますが、この理解は共通ですか。

○政府委員(林忠雄君) おっしゃるような趣旨と考えております。

○和田静夫君 そこで、大臣に一言だけお聞きをしますが、いま福岡県庁で起こっている労使紛争について、いま二問やりとりをした前提の上に立って、どのように理解をしておりますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 人事管理という問題で、今日の行政を行なう上において最も重要な問題でございます。いま御指摘のとおり、不当労働行為という問題につきましては、法的には国家公務員法、地方公務員法にはございせんけれども、昇給、あるいは何と申しますか人事等を行いますときに、人事管理をします面におきまして、これが最も公正に行なわなければならないこと、これが最も公正に行なわなければならないこと、これは当然のことであろうと考えます。御指摘になりました福岡の件、どのように考えるかということでございますが、率直に申しまして、私も福岡でそのようなことが問題にされているということ、これは、調査団等が参られ、国会議員の方々も多数参られたその際に、面会というふうなこともありまして、議員から直接、こういうふうな状態であるから面会できるように自治大臣としてあつせんしてはどうかというふうな御依頼がございました。私は、自分が国会議員と違つて、こういう立場で、お会いしていただくように、あつせんと思つて、お会いしていただくことも事実でございます。そのような関係もあり、この問題につきましては一応いろいろな点を県等から事情の話は聞いておりますが、あるいは考え方によつては、そのような点で見解の相違と申しますか、そういったことがあり得るということもございせんが、本来私は、具体的な問題につきましては個々の自治体でそれぞれで御判断願える、善処願えるという方向でございます。私たちが、疑問とされております点につきましては一応の答弁資料を得ておりますが、その具体的な事項について、私がこの席でいふような意見につきましては、それが両方あります見解に対して、いずれが正しいかどうかということの意見の開陳は差し控えていただきたい。ただ、一応の状況等は、詳細ではございせんが、県当局からもお聞きし、また、一般的に私

たちは常々いま申しましたような趣旨で人事管理が行なわれるよう各自自治体に対して要望をしております、こういう姿でございます。

○和田静夫君 その福岡県で行なわれているいわゆる福岡労働運動というのがあるわけですね。これは知事による不当労働行為かどうかということになりまして、これは自治省としても即座には断定をしがたい面があると思つて、そこで、福岡県といふものについて、私とあなたの方の間でまず共通の認識をその前提に持たたいと思つて、そういう意味で、できるだけ主観的な判断を避けまして、客観的な事実を通して、あるいは客観的な事実に基づいて、以下、それを行なつていきたいと思つて。

まず、構成員ですが、福岡会の会則の第4条によりまして、「この会の成員は次に掲げるものとする。」とあるわけですね。「1、福岡県職員」「2、福岡県に勤務する国家公務員」「3、前各号の退職者」、こうなつております。で、そのほとんどは県の職員であるわけですね。この点は確認できますね。

○政府委員(林忠雄君) そのとおりでございます。

○和田静夫君 次に、会長をはじめ、この福岡会の役員を中心に、課長補佐、次長クラスの管理職が入つております。このことはどうですか。

○政府委員(林忠雄君) 入手しております名簿によりまして、会長一人、副会長三人、幹事が二十人近く、相当たくさんございまして、そのうちで、管理職におられる方は数人見られるように見えております。

○和田静夫君 これも客観的な事実ですから確認できます。

それから、さらにこの福岡会は「ふくほう」という機関紙を出しておりますが、その四十五年七月一日号は、こう述べています。「県職労働部の独善によって、暗くゆがめられ沈滞している県庁を「明るく正常なものにしよう」と立ちあがった

のが「福岡会」である。」、このことばにはつきりしてありますように、この団体は、県の職員の内々にできた県職労働批判団体である。これも客観的な事実として確認できますね。

○政府委員(林忠雄君) この「ふくほう」というものが福岡会の機関紙であるかどうかということにちよつと議論があるようでございまして、というのは、福岡会の名前で出されているものではなくて、これは何か古川とかいう人の発行しているいわゆる新聞でございまして、ところが、この主張と申しますか論調が福岡会の考えているものと近いのかどうか、これを福岡会が大量に買い上げて会員に配布している。そういう意味で会報的な機能を果たしているようでございまして、福岡会自体が出しているものではないというふうな、これは情報として聞いておる次第でございまして、それから福岡会が設立された目的については、いまおっしゃつた日付にそういうことが書いてあるかどうかは存じませんが、大体おっしゃつたような趣旨で、趣旨と申しますか、福岡会は、現在の福岡県の職員団体のあり方に対してそれを批判するという立場に立っているようにも聞いております。

○和田静夫君 そういうように確認ができませんと、県の職員の内々にできた県職労働批判団体ということになりまして、第二組合ではないかという疑問が当然起こります。はっきりそう断定できないにしても、少なくとも一面そういう性格を持っていることは否定できないと思つて、これはいかがですか。

○政府委員(林忠雄君) この構成員が、先ほど先生の御指摘のあったように、福岡県の職員あるいは福岡県に勤務する国家公務員という、公務員あるいはその退職者ということでございますが、いづれにせよ、これは一つの任意団体のように拝見いたします。そうすると、その任意団体がどういふ主張を持ち、どういふことを言うかということはいろいろな議論はございまして、よくいふけれども、地方公務員法という職員団体とはどういふ考えられ

ないというふうを考えております。その任意団体の主張としては、福岡県庁の職場を明るくするということのようにございます。その明るくするということの中に、多分に福岡県の現在の職員団体の行き方に対する批判的な空気があったように伺っております。

○和田静夫君 御存じのように、福岡県にはれっきとした県職員以外の職員団体、第二組合があります。その機関紙である新県職新聞のことし一月十二日号で、樗木三郎という新県職の前委員長が福岡会について次のように語っております。「組織拡大について考え苦勞した。」——いわゆる第二組合の組織拡大について苦勞した。「いまの福岡会のようなものを作ろうという動きになったのが奥委員長時代の後半からで、それを私の時代に具体的に進めるといふことにはできないので、当時の書記長であった藤野君、現福岡会幹事長がやることになった。」私はこの委員会であらうにやることになった。私はこの委員会であらうにやることになった。私はこの委員会であらうにやることになった。

とがございませぬ。その際、自治省の山本前公務員部長は、かなりはっきりと、現にある職員団体の脱退工作、すなわち第二組合づくりを通じての人事管理は好ましいものではないと、この場所でも明確に返答されました。福岡の新県職が当局の手による脱退工作によってつくられたかいなかについての実証はこれはかなり困難でありましょう。しかし、この新県職が組織拡大に苦勞をして、その結果、管理職も含めた、法的には職員団体とは、いま答弁されましたとおりに言えない、そういう福岡会の運動に移っていった。このことは、いまの新県職の前委員長の発言で、読み上げたとおり明らかであります。したがって、実質的にはこれは当局の手をかりた第二組合づくりである。人事管理という当局サイドからの見方からすれば、第二組合的なものを通しての人事管理ということになります。大臣も答弁されましたように、これはやるべきことではない、そういうことになる。これは客観的に見て好ましい形ではない、

い、こういうふうに思いますが、これは大臣、いかがですか。

○國務大臣(渡海元三郎君) 実は私、福岡会というものが、また福岡会のことについて議論が出ておる、それに対する県の、何と申しますか報告等は事務局から報告を受けてまして、ある程度概観的でございますが、承知をいたしておりますが、いまの第二組合の新県職と申しますかその存在、実は申しわけなかったのでございますが、いま御指摘になりました初めに承知したような次第でございます。これは当局の人事管理だ、これは私に事実を聞きましますのはいま初めてで、詳細に調べませんと、私がここで答えすることは差し控えておきたいと思っておりますが、いま申しましたように、お聞きしましたのは初めてでございます。ただ、第一組合、第二組合というふうなものが二つに分かれてあるよりも、人事管理上は、一体となつて、正しい姿勢の理事者と職員組合という姿であつてほしい、それが好ましい、このように考えるものであります。

○和田静夫君 公務員部長どうですか。○政府委員(林忠雄君) いま先生の御指摘になりました第二組合の委員長でございましたか、だれかの談話というのは、あるということも情報として聞いております。もちろん私確認したわけじゃございませぬが、しかし、第二組合が組織拡大に非常に苦勞して、それから新しい道を求めたという推察も、おっしゃる通りに、文書からできるのでも存じませぬけれども、そこへ当局の手がどれだけ入ってきたかということに対しては全く確認の方法がございませぬ。報告としては、当局は全くこの第二組合の組織拡大に、もちろんこの福岡会の結成その他には当局は関知してないという報告をこちらを受けておりますので、全く任意にできました団体、任意にどういう目的をもつて動かうとそれ自体には問題がない。そこに当局があつたと押しをしておるとか援助しておるとかということが明らかでございます場合は、お

しゃるとおりの問題が生ずると思はれますが、少なくとも、現在聞いておる限りは、当局はそのことについては知らない、こういう報告を受けております。

○和田静夫君 この福岡会の事務所は福岡市天神四丁目一番二十八号久我ビル一階にあります。福岡県に勤務する国家公務員や退職者も少し入つております。四十五年十月二十四日、この前の知事選挙を控えた福岡会第二回総会で亀井知事はこういうあいさつをしておるわけですね。これは「ふくほう」に亀井さんの写真入りで載っておりますが「久しぶりに福岡会の皆さんの元氣あふるる姿に接して心強く頼もしく思います。昨年、県職労の妨害を排除して福岡会が結成大会を開いてからもう一年にもなる。まったく月日の経つのは早いものです。亀井県政も軌道に乗り、実績を挙げて参りました。これも福岡会の諸君の協力のおかげであり、困苦、圧迫にめげずこの会をこまごま育て上げた竹内会長や幹部の皆さんに厚く御礼申し上げます。私がいまでもよくいうのですが、四十二年四月の初登壇に当つては、敵陣の中になだ一人、落下傘で下りて行く感じがしたのですが、いまでは私は一個師団の応援隊を持つに至つた。私の心を心とし、公務員の本務に徹して県民に奉仕する福岡会三千の同志こそ私の親衛隊と確信し、誇りに思つております。庁内正常化は無論まだ百パーセント出来てはいたしません。が、峠は越しました。あとの峠はもう一度私が知事になることです。」、こう言つておる。

この辺の「ふくほう」をめぐる選挙宣伝的なおのの問題については、すでに私は四十六年度国家予算編成のときの予算委員会第四分科会で秋田自治大臣、あるいは前公務員部長の山本さん、あるいはいま北海道副知事である当時の選挙部長である中村さんと幾つかのやりとりをしておる。そして自治省は別室で協議までして、そしてその約束をされて、そしてこういう事態が起こらないよ

うな状態というものを第四分科会で約束したわけですね。私は、当然こういうものはやっておられるものだと思つたから、三月一日、二日、調査団がつくられて、先ほど自治大臣が言われたような形の調査におもむいた。そこで、私も加わつて行つてみて、一年間何も予算委員会や約束されたことがされてないことに気づいた。これは、いまの大臣じゃなくて前の大臣のときですか、深くは言いませんが、ともあれ、いま読み上げたような形で言っているわけですね。この事実を疑いを差しはさむ余地がありません。ここから、この福岡会という団体は知事の後援会的な性格も一面兼ね備えていると言え、こういうふうになりますね。客観的に、私は主観も何も交えずに、こ

うやうやしているんですから、その事実関係については、共通のできる後ほど議論の広場を持つために確認をしておきたい。○政府委員(林忠雄君) 先生のおっしゃる知事の

後援会的なという、その後援会の意味でございませぬけれども、昨年の先生の予算委員会での御議論は速記録を拝見いたしましたして一生懸命勉強したわけでございますけれども、選挙に際してはやはり知事の応援をするという、そういう目的を持った団体のように受け取り、また、そういうことがないようにという御指摘だつたと存じます。それに關しましては、選挙の場合には選挙法の規定があり、あるいは地方公務員の政治的行為の制限のうちでも選挙に触れるような問題は、そういうことがあつては相ならぬということ、それに關して私の前任者あるいは秋田前自治大臣がお約束になったと思ひます。その後は選挙はないのでございませぬけれども、したがって、その選挙に關して知事の当選を目的として大いに活動する団体であるというような解釈は、いまとるかとららないかと。言え、その点については私もよくわからない。それで県政の運営方針についての施策を支持する、そういう意味の後援というところであれば、はたして後援という意味、活動がどういふ具体的な動きとしてあらわれるかは別としましても、どうも福岡会の主張、活動は、知事の施策には賛成をするというふうな性格を持っておると、会則なりそれから行動なり見れば多分にそう思えるわけ

す。選挙に関する後援団体ということにきめつけ  
るわけにはいかないように思つておられます。それか  
らなお「ふくほう」という新聞が、亀井知事につ  
いて常に知事の施策の支持をし、選挙にあたって  
は相当亀井さんを支持するような記事を出してお  
ることは事実でございます。この「ふくほう」と  
いうものと福陽会というものの関係も、さつき申  
しましたように、直接福陽会の機関紙ではなく  
て、ただその主張が非常に福陽会に似ているとい  
うので、福陽会が買上げて会員に配付してある  
ということでも機関紙の役割をしておりますけれ  
ども、この「ふくほう」の記事そのものは「ふく  
ほう」の責任において報道し論評しておるのでは  
ないか、そういうふうにご考へる次第でございます。

○和田静夫君 「ふくほう」の記事そのものより  
も、言ってみれば、先ほど申し上げた亀井談で  
す。亀井知事のいわゆる演説ですね。これはテー  
プもあることですが、いま活字になっているもの  
を読んでもみましたが、同じようにテープがあ  
るんですけれども、これは客観的には確認がで  
きるわけです。そうして、いかに抗弁されようと  
も、私がもう一べん知事になることでは、次回  
にも亀井さんとは共通の意見を日常的には持つて  
おる、したがって、政策を支持をし、それに協力  
の約束をする、そういう意味での後援活動もある  
だろうし、四年間を通して亀井知事選挙のため  
の後援活動団体でもある、こういうことです。そう  
いう性格を持つておるといふことは、まさに亀井  
知事その人の発言の中から浮き彫りになっておる。  
これは客観的にながめてのことですから、何もそ  
こでことさらに否定をしなればならぬことじゃ  
ないでしよう。

○政府委員(林忠雄君) その点に関しては理解の  
しかたが多分にいろいろあると思ひます。心情的  
に知事の施策に同感し、それを進めようというこ  
とで県職員が言っているといつたにしても、それ  
は一向差つかえないのでございます。それが四

年間を通じて、次の選挙のための、具体的など  
う動きをするというところまで発展をいたしま  
すと、その動きいかんによっては問題が生じま  
すけれども、そこまでのものではないんではないか  
というふうにご考へております。

○和田静夫君 ではないんだということになりま  
すと、これはたいへん問題がありまして、そう  
あるがゆえにここで問題にしているわけですよ。  
ではないということでは、まさに知事側あるいは県  
側の一方的なものをあなたに受け売りしているだ  
けですから、それはそういう答弁はいただけ  
ないです。

○政府委員(林忠雄君) おっしゃるとおり、では  
ないんだというふうに断定したら多分に行き過ぎ  
であつたかと思ひます。そういうことがあつて  
はならないと思ひますので、そういうことがあつて  
はならないという気持ちがあるから、そういうこと  
を言わたのでありますから、そう断定はできない  
んだというふうにご訂正をいたします。

○和田静夫君 そこで大臣、一つの後援会とい  
う性格を持つた団体が、管理職を含めて県庁職員  
の中につくられておる。これはいわゆるスポイルシ  
ステムを生むおそれが出てきていますね。これは  
好ましいものではないでしよう。ありませんでし  
ょう、好ましいものではないでしよう。現に、福陽会への  
勧誘はどういう形で行なわれるかと言へば、加入  
すればよいポストにつきますよ、そういう形です  
れば、その福陽会である管理職を通じて行なわれ  
るわけですよ。この辺が非常に問題なわけだ  
ね、いかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) いま和田委員御指  
摘のように、後援会だということに解しました  
ら——私たちが受けております状態は、あくまで  
もこれは任意団体であり自発的な団体である、こ  
ういうふうな答弁を得ておるような次第でござ  
います。先ほども申しましたように、その意味にお  
きまして、そういうふうな県側のほうからの報  
告、また、これに対しては、そうじゃないとい  
う御意見もある。ただいまお話しのことについて、議

会等で意見が分かれておるといふことだけを承知  
しておるといふような現在でございまして、これ  
は、先ほど一般的な問題として答えさしていただ  
いたとおりでございまして。後段の、いま申されま  
した、そのような団体に加入すればいいポストに  
つけてやる、私は、一番最初にも申しましたよう  
に、人事管理というものは、ある団体に加盟して  
おればいいポストにつける、そういうものによ  
って左右されるものでない。あくまでも公正な  
る意見、能力によって行なわれるべきものである  
ということでは先ほど申しましたとおりでござい  
まして、もしそのようなことがあるとすれば好まし  
くない人事管理の方法である、かように考へてお  
ります。

○和田静夫君 ちょっと労働省労政局局長急いでお  
たしませんが、去る四十六年の十月十六日の泉南  
ロック居住者協議会のいわゆる亀井知事のあいさ  
つがあるのです。それで、これはもう一つたいへ  
んな問題を実は含んでおると思つておるわけですよ。四  
十六年十二月十五日付の「ふくほう」に載つてい  
ます。これで知事は三井三池の闘争を振り返りな  
がら幾つかのことを述べておるわけですよ。三井三  
池の大半は労働省の労政局局長時代、三井三  
池の大半は労働省の労政局局長時代に、一万二千人  
の警官を動員しよう、血を流してもやむを得な  
い……という方針を語りました。警察庁でも私の  
決意に協力してくれ、動員計画もでき、当時の最  
高装備であつた発煙筒の数万本の綿密な配備計画  
が生まれました。ところがその五日前に池田内閣  
が誕生致しまして、池田首相の特使として小坂善  
太郎氏が私のところに参り、亀井君、池田内閣の  
発足早々に血をみるのでは縁起が悪い、何とか流  
血の惨だけは避けてほしい、との要請を受けまし  
た。私共は涙をのんで計画を取りやめました  
が、三井三池争議はその後中労委の舞台におい  
て「云々」と、そして以下述べておるわけですよ。  
これですがね、この「血を流してもやむを得な

い」といふ判断は、亀井光個人のもので、そ  
れとも当時の労働省のもので、  
○政府委員(石黒拓爾君) 三池当時の詳しいいき  
さつにつきましては私は存じませんが、そういう  
ような、亀井知事がそうおっしゃつておられるの  
ですから、亀井知事個人としてそういう御判断を  
なすつたことと存じますが、労働省の方針  
として決定いたしましたことは、御承知のよう  
な経過をたどつて中労委を経て解決したといふこと  
でございます。

○和田静夫君 亀井さん個人だ、こういうこと  
ですね、率直に言へば。

○政府委員(石黒拓爾君) 亀井さんの純粋に個人  
的な行為でありましたのか、それが労働省部内  
どの程度相談されましたのかは詳細に存じませ  
ん。

○和田静夫君 これは、少なくとも当時は、福岡  
県の知事鶴崎多一をはじめとして、関係者は流血  
の惨を避けるために全力を続けておりました。それ  
から炭労自身も、総評ももちろんそうでありまし  
た。それで、それを労働省は力による制圧という  
形で、亀井さんが言つておるような形でもつてき  
ておるとすれば、これはたいへん表にあらわれ  
ておることと違つておる。しかも、取りやめに  
なつた、この流血の惨事が回避されたことが残念  
であつたと言つておられるわけですよ。これは亀井  
労政局長、いわゆる労働省というものの代表的な  
見解として述べられておる。私はいつたらずに過去  
を振り返つてみて質問をしておるつもりはないの  
です。今日を含むところの今後の労働行政のあり  
方が、この機会にやはり明確にされなければなら  
ないから申し上げておるわけですよ。どうであ  
るか。亀井さんの述べられておること、どうであ  
るか。あまりにも労働省の見解とは違つておる。あ  
まりにも専断的なそういう発言である、こういう  
ふうにあなたは思ひませんか。

○政府委員(石黒拓爾君) 労働争議に際しまし  
て、ときに違法行為が行なわれ、それに対して警  
察官が導入されるというふうなことがございま

が、こういう事態はできるだけ避けることが最も望ましいというのが私どもの基本的な考え方でございます。三池争議につきましては、亀井さんがどのように最近言っておられますか詳細には存じませんけれども、三池争議がああいう形で收拾されたということは私も幸いであつたと考えております。

○和田静夫君 したがって、その亀井氏が、流血の惨事を招くべく用意をして、警察庁長官もそれに合意しておつたのに、そういう事態が起こり得なかつたというのはいへん残念だという無謀な言い方ですね。こういうような言い方というのは、言ってみれば労働省の見解ではない、こういうことに承つておいていいですか、今後の労働行政上。

○政府委員(石黒拓爾君) 流血の惨事を望むというようなことは、労働省としては今後とも絶対ございません。ただし、警察官導入ということは今後とも絶対ないかどうか、これは別問題でございますが、そういう事態は私どもできるだけ避けたいというのが労働省の態度でございます。

○和田静夫君 そこで、ちょっと一言多い答弁ですが、警察官導入ということは絶対あり得ないかという点について、これは正当な労働行為、いわゆる労働運動そのものについて警察官の導入があつてはたまたまのものじゃない。このことははっきりしておいてもらいたいと思います。

○政府委員(石黒拓爾君) おっしゃるとおり、警察官が争議に介入するのは最も慎重であるべきであります。正当な労働組合の行為につきましては警察官は介入すべきではないと思つてます。

○和田静夫君 労働省、それでけっこうです。そこで、前にちょっと戻りますけれども、先ほど大臣の答弁にもありましたように、三月の一日、二日に国会議員十五名を含む調査団が福岡におもむきまして、そうして調査をいろいろいたしました。そういう結果、幾つかの問題が出てきています。特微的なことだけ、もう大臣時間ありませんから申し上げておきたいと思つてますが、

昭和四十三年の九月に大規模な人事異動が行なわれ、このときの異動基準としては「原則として五年以上同一職場に勤務している者」とあつた。これを無視して、平均在勤年数二年六月ぐらいの三名の組合活動家が転勤をさせられた。それから昭和四十三年、新採用の者に対して、福岡会所属の上司から福岡会に入れという勧誘が行なわれた。同君が、その後組合のピラを門で配つたところ、ピラ配りをするなど言われた。そうして四十年十月から四十六年八月までの間にこれは四回異動させられております。それから四十六年の八月に農政改革が行なわれて参事室が廃止をされました。そこにいた黒田副支部長、それから矢野部会長、松延班長、それから東という人は専門技術員の資格を持っている人ですが、それから深川という、これまた五人の組合員が、各課長がそれぞれ一人ずつとるようになって、そういう農政課長会議の決定に基づいて異動がさせられた。こういう状態があるわけです。それから四十六年の九月十三日の人事異動で、当局は秘密裏に「新採用者で本庁勤務三年以上の者は出先に出す」という異動基準をつくつて、そして太平洋司君というこれは当時青年部長、それから伊藤正輝君という青年部書記長、それから佐藤君という、松山君というこれは農政部の班長であり、あるいは総務部の運営委員をやつていた諸君を配置転換、不当に配転をした。いわゆる基準からはずれている状態で配転をしている。あるいは七月十五日の異動の統一行動——これは全国統一行動——に参加をしたそれらの西福岡財務に在る二人の人、一人は係長、一人は支所長、それが八月二十日付で降格をさせられた。こういうような人事があつた。それから本庁支部の関係では、農政部各課長、係長人事について一〇〇名福岡会員で占めている。いままでの役付職員というのはこれらの人にかつて出先または企画主査、参事補佐の補職名で配転をさせられた。さらに昭和四十二年にさかのほつてみますと、職場交渉が三月三十日に行なわれた。その活動家を含めて職場役員

九〇名が福祉事務所を中心に直接顔を合わせることでできないような形で配転があつた、出先に向かつて行なわれた、こういうようなたたくさんの事実関係が出てまいりました。これらの状況というのは地公法十三条、十五条、これに明確に違反をしていると思われませんが、いかがですか。

○政府委員(林忠雄君) 御指摘になられたような異動が——異動が行なわれたのはもちろん事実とありますが、その異動が御指摘になられたような理由で行なわれたとすれば、まさに公務員法上の問題が起きようと思つて。しかし、はたしてそういう理由であつたかどうかというところは、私の方ではちょっと確認いたしかねます。もちろん、これに關しては、県側の報告としては、個々の場合について、この場合はあつた、この場合はこうだという報告だけは受け取つておりますが、それらを総括していけば、一応基準はあるけれども、本人の適性いかんによつてはその基準に達しないので動かすことがあり得る、あるいは適材適所でもって動かした、おっしゃつたような理由で動かした者はない、こういうふうな報告を受けております。ですから、異動自体がほんとうにそういう理由によつて行なわれたかどうかということを確認できない限り何とも申し上げられません。事実そういう理由であれば、おっしゃるとおり公務員法上の問題であると思つてます。

○和田静夫君 これは、私たちの調査の理由どおりであれば、いま明確になりましたように地方公務員法の違反であります。その部分、ちょっとあとへ残します。

それから、山崎総務部長、自治省から行つていらっしゃる人だそうですが、この人が新聞にいろいろと発表いたしました。三月一日、二日、多くの国会議員の諸君に亀井さん會おうとなつたわけですね。で、自治大臣先ほど言つたように、たいへん自治大臣努力をしたけれども、結果的には県知事は自治大臣の意向に沿わなかつた。それは、彼に言われれば自治だと、こうなるでしょうしあれですが、その状態をつかまえて、「この種

の調査は国会議員による地方自治の侵害だ」と、こういうことを山崎総務部長発言しておるんです。国会議員が自治体で何か起こつたときに調査におもむくことが地方自治の侵害である、そんなふうにも教育されて自治省から天下りさせたわけですか。

○政府委員(林忠雄君) そんなことはないと思つてます。それから、そういうことが、はたしてそういう意味で言われ、また、どういふふうな受け取られたかは私のほうでつまびらかにいたしませんけれども、同じような趣旨の、福岡県議会において、山崎総務部長の発言に對して、知事の亀井さんとらえて質問をされたのに対して、知事の亀井さんは、それは自治体内の問題であるから自治体自体が解決すべき問題であるという趣旨のことを言つたのだらうという答弁を県議会でしておられることを情報として受け取つております。当方がそういう教育をして地方に出すということは全くあり得ないこととございますから御了承いただきたいと思つてます。

○和田静夫君 国会議員が持っている調査の権能といひますか、そういうものからいって、そういう調査活動、調査の行為というものが自治の侵害になるというのは、これは論理が少し間違つていますからね。この辺のところは、いまそういう趣旨ではないと言つたからあれですが……

そこで委員長、これは提案であります。いまのやりとりでおわかりのとおり、地公法十三条、十五条違反は明確であります。しかしながら、自治省の側は、福岡県の側からはこういうふうにか聞いていません、こういう答えてしかありません。この辺は詰めなければなりません。よつて、この当委員会として福岡県に對する正式調査団の派遣を要請いたします。

○委員長(玉置猛夫君) それは後刻理事会で決定しますから……

○和田静夫君 決定しますというののは、わかりましたと、メンバー、構成、日時を決定しますと……

○委員長(玉置猛夫君) やるかどうかということ  
をまず理事会で決定します。どうぞ質問続けてく  
ださい。

○和田静夫君 いまのいきさつで明らかかなとお  
り、委員会として事実を確認しませんと、地公法  
十三条、十五条違反問題が確定をいたしました。  
一方通行です。向こうのほうはこうだ、われわれ  
のほうはこうだと言う。だからこれはぜひ、論理  
的にいったならば明確になりましたように、その  
事実があれば地公法違反でありますから、そこで  
調査団の派遣というものを私は強くこれを要求し  
ます。まあ取り扱いは理事会にまかせますから。

で、同時に、自治省の側にあれですが、大臣い  
なくなってしまうが、現地の事情について  
報告を受けてしまったが、現地の事情について  
ますね。たとえば、先ほど私が新県職労と福陽会  
のつながりの問題を客観的な事実を中心にしなが  
ら述べたことは、大臣はおわかりにならなかつ  
た。この辺は公務員部長少し怠慢なわけだけれど  
も、その辺のところを含みながら、いま私が申し  
述べたようなことを頭に置いて積極的にもう一べ  
ん再調査を自治省の側もされる、そしてその上  
に立って、まあこちらの調査団がどういふふう  
にまるとか、何らかの行政指導をやらされる意思をお持ち  
ますか、何らかの行政指導をやらされる意思を持  
ちですかどうですか。ここはまあ判断の問題です  
から次官。

○政府委員(小山西二君) いま御指摘のように、  
私も自治省としては十分調査をいたしましたし指  
導に当たることについてはもちろん、今後もそう  
いう考えでいたすわけでありまして、事福岡県内  
の問題でございまして、まあできるだけ県が自  
主的にこの問題がみずからの手で解決するとい  
うような方向でいかなければならぬというふう  
に考えております。いずれにしても、できるだけ  
私どもとしては、そういう問題がいつまでも県内  
の今後の自治行政に悪影響のないように、早期に  
こういう問題を円滑に片づけるように指導に当た  
りたいというふうに考えております。

○和田静夫君 とまあ私は、福岡県における労  
使紛争のおもな原因というものは、先ほど来労働省  
側ともやりとりをいたしましたけれども、ああいう考  
え方にあらわれている亀井知事の基本的な考え方  
といえますか、体質といえますか、この方が労働  
省出身なるがゆえにたいへん私は残念なんです  
ね。こういうような考え方でもって日本の労働行  
政というものが進んでおきたのかと思つた  
ら、まあいつ然とせざるを得ない、そういうふう  
に思うんですが、ここに大先輩おすわりでありま  
すが、おそらく自由民主党の理事として、これは  
調査団の派遣について協力してもらえらる立場に  
あると思う、そういう意味で、人事管理制度とい  
つた他に類を見ない組合活動スパイ制度、過酷な処  
分、組合活動に対するきびしい規制、不当労働行  
為、こういうものがね、あげつらうと、たくさん  
できるんですね。言ってみれば、労働行政の裏の  
裏を知り尽くしているというその人、その人がさ  
か手にとつていままやっていると、こういう  
ことといふのは許せないですね。同じ官僚の立場  
にあった人として、あなた方もこういうけしから  
ぬことは許せる状態でないかと判断をされてい  
ると思う。したがって、私ももたらに綿密な調査を  
通じて具体的な事実というものをなお明白にし  
ていきます。

私は、二、三日前に再度福岡に行つてまいりま  
した。きょうは警察を呼んでおりませんが、県警  
の警備部長との間で幾つかやりとりをしたこと  
で、そして向こうは取り消されましたが、たい  
へん重要な言質を持って帰りました。で、向こう  
がいま約束を守るかどうかということ、これを  
委員会に出すか出さないか私は判断をいたしま  
すけれども、ともあれ、それはどういふ形でも  
県警察、そして福岡県が動いているかということ  
がやりとりの中で大体明らかになってきていま  
す。それらの問題についても明確にするつもりで  
す。したがって、自治省としても強力なやり行  
政指導というものを、いま次官がお約束になつた  
ような形で労使慣行の円滑化という方向に向か

て努力をすべきだ、これは意見として強く申し述  
べておきます。

で、その一つのあらわれとして、このことを一  
べん指導されたらいかかと思つたのです。遠賀福  
祉事務所において藤——これは四月の異動です  
にさつと動かしてしまつて、その辺は実に亀井さ  
んたいへん巧みなんです。で、本庁にいま帰して  
います、この所長が組合員に対して暴力行為を  
行なつたことがあります。それが係争中でありま  
す。検査の手にゆだねられてはいますけれども、そ  
うすると、三月一日に行きました調査行為、この  
うちの二、三の職員が、事前に県側との話がつい  
て、明日調査団が来る、したがって私はその水先  
案内になります、これは正常な組合運動のルール  
に従つてやりますから、オーケー、これはもう所  
長として調査にに応じて会います、こういう形で、  
言つて見れば通常の組合活動をした。そのときは  
何でもなかった。ところが、後刻です、この地  
檢に預けられていた係争中の事件の言つて見れば  
反動的な一つの告発を行なうということ、三月  
一日のその調査行為というものに加わつた組合員  
は藤という所長に対して——遠賀福祉事務所所長  
に対して暴力事件を起こしたなどというような形  
で折尾警察にこれを告発をした。そして、いまこ  
の遠賀福祉事務所は非常に不正常的な職場の状態に  
あります、県民サービスという状態から見ても、こ  
の告発を取り下げさせるような指導をすべきだ。そ  
うして福岡県警は、実は二十三日の委員会が予定  
をされていましたが、しかし、法案の審議に入る  
というのできようまで延びたのですが、その委員  
会の成り行きを見守りますという約束を私として  
いるのでありますが、ともあれ、そういうことを  
一べんやってみたらどうだ。これは藤氏の意思で  
なされた行為でないことは明らかであります。県  
の幹部との協議に基づいて、しかも、たいへん戦  
術的な考慮が払われて、福岡地検にはなくて、  
折尾警察に告訴を出させる。そして、あとから出  
た告訴のほうを先に進ませるといふことによつて  
一定の政治的効果をねらうといふところまで配慮

されていきます。実に巧みです、これも。で、こ  
ういふことは私は許せないと。藤さんの発想で  
もつて、藤所長が自由な意思でやつたといふの  
らまだ考える余地がありますけれども、こ  
ういふふうによりましたといふ形のことを県の上層部が  
新聞記者を集めて発表しています。県の意思であ  
ります。しかも、この県の意思は、それぞれ捜査  
当局との結びつきにおける意思であることも、き  
うはこれ以上その部分は突つ込みませんが、明  
らかに突つてきつてあります。そういう点につ  
いてどうです。調査の上、先ほどの次官の答弁と同  
様に指導をされる意思ありやいなや。

○政府委員(林忠雄君) この遠賀福祉事務所にお  
いてあまりよくない事件、不祥事件があつたとい  
うことはもちろん存じております。告訴合戦とい  
うとちょっとこぼが悪いんでございまして、あれど  
も、双方から、所長が暴力をふるつた、あるいは  
組合員が暴力をふるつたといふことで告訴をされ  
ている事実も聞いております。いずれにしても、  
これは現在告訴をされておりました、その取  
り調べは司直の手にゆだねられておりました、その  
いまして、私は、警察当局という、福岡県では  
ちろん福岡県警でございまして、司直の警  
察当局といふものはその間の取り扱いは当然公平  
に行なうべきであらうと思つし、また、公平に行  
なつておると信頼をしておりますので、この告訴  
になつた事件につきましては、そちらの取り調べ  
の進展を待つて処するのはいいではないか。こ  
れに関する言ひ分というものは、実は私も県側ある  
いは組合側両方から伺つておりましたが、たいへん  
お互いの言ひ分がそこをしておりましたが、一体事  
実がどうであつたかといふことは私のほうで正確  
にはつかみかねますので、その点は専門家の手に  
まかせるといふのがいいのではないかと、こ  
ういふふう  
に考えております。

○和田静夫君 この告訴問題といふのは、その事  
件は違ひからね。後者の藤所長がやつてい  
るのは、そんなものは事件になりませんからね。た  
いへん乱訴のきみがあります。したがって、この

辺はもう一ぺんもう少し正確に調査をしてもらいたい、いいですか。

○政府委員(林忠雄君) 私のほうでは、地方団体のこういう問題についてはできるだけ正確な情報を入手したいと考へ常に努力をいたしてあります。ただし、やはり調査には私のほうも限界がございますので、先ほど先生が御指摘になった人事異動の理由などにつきまして、これは調査しようというところで聞いてみましても、おそらく言いは常によろしくお聞き願うというところがございまして、まあこちらの指導としての限界というのはいずれにせよございまして、特に地方団体の労使関係というほんとうの内部問題につきましては、これはできる限りこちらの介入を待たずに労使双方の話し合いで済ませたいという気持ちには常にございまして、それに及ばぬ範囲内において、できるだけ私のほうから両方の言い分を聞き、事実をできるだけ正確につかむための努力をするということば、いままでもしてまいりましたし、今後ともいたしたいと、こう考えております。

○和田静夫君 もちろんそうです。労使問題を当事者同士が解決するのは当然のことです。それから自治省にも限界があると思う。したがって、委員会として調査団が行くのが一番至当だと、こういう結論に私は立ち至っているし、賢明な地方行政の委員長は、そのことを了として後ほど理事会できめられると思いますが、この福岡というのは何といつても異常なですね。なぜ異常かといひますと、正当な労働組合運動に対してすぐ一〇番ですよ。このまた訓練も行き届いているんですよ。どの理事者もどの理事者も少し——たとえ二時間という約束が二時間二十分ぐらいに減ってくる一〇番です。こういうことなんでしょう。これはもうとにかく話にならぬですよ。この辺は強く、警察は軽率行動するな、一〇番で動くなと言つてこの間話をしてみましたけれども、ともあれ、たいへん異常な状態で、そういうもの

が基本に流れているということ、この辺はやっぱり排除していく努力を、客観的に見えるものから注意をしていくことを続けさせんと、異常な状態がますます異常になると、そういう感じがいたします。

そこで、三月一日に、先ほど言ったような形で正当な組合活動をやつたのを賃金カットすると言ひ出してきたわけですよ。報復手段として、こういう問題がある。で、賃金カットの問題については、もうすでに判例があるところですよ。より近い賃金支給日、そこでカットができなかったならば、もうカットするほうが不法ですから。ところが、これまたいろいろ考へて、誤払いがあったから返してくれ、こういう形になって、しかもそれは四月段階においては、いや一応まあ、ということでは、三月にさかのぼつてもらう。これの違法性は明確だと思つておりますが、これは自治省の見解はどうですか。

○政府委員(林忠雄君) まず、賃金を差し引くという問題につきましては、これは組合活動であればやはりその間の賃金は払えないことになっておられます。賃金を受けながらやれる組合活動の範囲は、一応条例その他でございまして、それに該当しない場合は賃金は払えない。それで、その払えない賃金はできるだけ近い月から引くのがたまたまでございますから、すぐその間の事情その他の調査がつけば、次の月給から引くというのが通常のやり方でございますが、その間の調査その他がおくれて次の月給、さらにその次の月給を払つてしまった場合は、今度はその翌々月ぐらゐから引くことは引きます。ただし、賃金を払うべきものでないのを払つておられますから、それを返してくれという返還要求という形になるわけでございます。したがって、この際返還要求をするのは法的には問題はないというふうな判断しております。

○和田静夫君 ペイされるべきものでないものをペイしたんなら話は別ですよ。しかしながら、その人の行動というのは条例上許されるところの行為であった。したがって、問題にならなかつたわけですよ。ところが後ほど、さっき言われたような形のことが出てきたから、あわてて作業に入る、こういう状態でしょう。それなら、三月一日の問題なら三月のペイするときに初めから引くつもりなら引けるわけですよ。しかし、当初はそのういふ空気ではなかつた。ところが、だんだん交渉でもってその人の問題が問題になり、組合の中で問題になっていったら、管理者側は非常に異常になってきてまして、それじゃ報復措置としてということば——三月一日の事件じゃない、当日のことと思ひをいたして、そこに手を入れる、こういう形になっていくわけですよ。この辺は十分に調査をして対処をいたしたい、強く行政指導をやつてももらいたい。なぜ、こう言うかといひますと、私は現地の所長、新しい所長と会つてきました。現地の所長もかつて第二組合で運動をやられた人のごようであります。しかし、この所長は、いまの状態というものは不正常的な状態であるということば、まさにこれは紳士的な話し合いの中で認められなければならない。それから正常さが取り戻されなかつたならば県民に対するサービスということばできないという事態も認められた。また、私が調査に来たというところを上司に報告すると、その報告をするときに、所長としては最後に、ともあれ、藤前所長の告発は県政の意思でもあったと理解できるからそれを取り下げるように、現場の新しい所長としては職場の正常化を取り戻すためにそういう上申をいたしますと約束をいたしました。したがって、客観的な立場に立っている状態にある人はすべてそう思うんです。しかし、当事者たちはもう頭にきてしまつていて、そういう判断ができない状態になっていきますから、客観的な立場に立って、もちろん限界はありますが、そういう形のあるべき姿についても検討してもらいたい、そういうことが私は好ましいと思つております。

この問題の最後に、最後といつてもどうせ委員会ははずつと続きますが、きょうの最後として、財政力の弱い自治体における労使紛争、その裁判等の費用ですね。ちょっといま賃金カットの問題について、もしあなたの方の見解が私の言うように改まらないとするならば、私も残念ながらどこかで一ぺん判例をつくる以外にないでしょうから、どこかで争つ、賃金カット。言つてみれば、純粋な解釈をめぐつて争つということも考へなければいかぬと思ひますが、労使紛争で裁判等の費用です、これを特別交付金という名目で見ている事実はありませんか。

○政府委員(林忠雄君) 賃金カットの問題につきまして、そのカットの命令が、たとえば県の当局が報復的だとか、おこつてやつたとかといひお話をございまして、その間どういふいきさつがあったかは存じませんが、その間どういふいきさつがあったかは存じませんが、純粋に法的に見る限り、組合活動に従事している間は賃金は払えないというのが正しいわけではございませんから、調査に立ち会つたのが組合活動であればやはり賃金カットをするのが正しいのではないかと。カットが間に合わない場合には、あとで払い過ぎの返納をいたすのが正しい措置であるというふうな考へます。

それから、特別交付税で財源手当てをするかといふことば、これは、実はこれ財政局所管の問題でございますので私のほうからは筋じやないかもしれませんが、まあ財政局に問い合せてみましたところ、特にそれを取り上げていふことば、やむを得ない、やはり全体的な財政需要の中にそういう金がかつたという事実は考へるといふことは当然あるという話でございます。

○和田静夫君 これは前細郷財政局長時代にも、私はここで広島県の庄原の例をあげて実は同様の質問をしたんです。ところが、そういう事実はないというお答えがあった。ところが、いままあ考へておられるというお答えになってきました。で、事実これは好ましい状態じゃないんじやないですか、これは、こんなことで、言つてみれば、さつ



の事情がわかりませんので、ただいまの御質問に対してイエスともノーともお答えできないわけですが、しかし、ただいまお読みになりましたことが事実であると、こういう前提で私の感想を申し上げますれば、初めに、投票をするときに、どちらでも三分の二以上あったらそれに従おうではないかということとを地区民の人たちが全部で始めて始めたことが途中でストップになっているというところは、やはりこれはちょっと、私考えますと、普通の運営ではなさそうな気がいたします。

○和田静夫君 普通の運営ではないですね。私はこれはすぐれて自治的な取り扱いだとは実判断をした。したがって、この新聞読んでびっくりしたんです。で、たとえば、しこりが残ると言うんですね。しかし、この段階になって県が入ってきたところで、もうしこりというものはできてしまっているんですよ。むしろ開票してそのしこりに決着をつけるというやり方こそが、それはもうフェアなんですね。これ、次官、そういうふうにお思いになりませんか。

○政府委員(小山谷二君) こうした地区の問題は、数によってすべてを解決するという、そういうあり方だけでは私はやはり済まない面があるのではないかと。できるだけやはり住民間の話し合いによって解決する、また、そういう方向でありたいというふうな考えでおりますので、おそらく県当局もそういう配慮から、むしろ、はっきりして結末をつけたほうがいいのではないかと、こういう考えもございましょうが、そういうことをしないで、なるべくそういう対立的な気分を表面に出さないで解決したいという考え方も一つの考え方でありますから、私は、県当局がそういうほうをとって、言うならば、表面化させないで円満に片づけたという考えで調停に入られたものと理解しております。

○和田静夫君 まあ、次官は事実関係がおわかりにならないでの答弁ですから、その答弁でしかたないと思うんですが、一カ月間もはっきりかして

あったんですからね、その間住民は十分に話し合ったわけですよ。十分に話し合った結果、それじゃ投票できめようじゃないか、一番意思がはっきりするから。そうして、しこりにしこってきいたものを、住民投票行為を通じて、その結果を尊重する。そのあとにはしこりが残っていかないと、こういう全く自治の原則の上に立った行為、それが投票が終わって開票の寸前になってつままれてしまう。こういうようなことは、これは先ほど行政局長も述べましたように、決してフェアな状態じゃない、こういうふうなふうに思うんです。しこりといいますが、たとえば鯉ヶ沢の町長選挙をめぐって、選挙のたびにしこりが残るといった状況というのは、これは町村段階にはまだあるのではないのでしょうか。で、そのたびに県が介入していったら、かえって地方自治が育たないことになると思います。何はともあれ、地域の問題はその地域に地方自治の初発の原理が私はあると思う。その住民の総意の形成のされ方として、議会における議決というものが一般的であるということにはわかるが、住民投票という方法も当然予定されているのではないかと私は思うんです。ましてや、町の一地区にかかわる問題での意思形成においては、住民投票はむしろ好ましい方法であるとは私は言える。その際、しこりが残ろうが残るまいが、私はこうした決着のつけ方のほうが、先ほど言ったように、むしろしこりが残らないと思っておりますけれども、ともあれ、残ろうが残るまいが、それこそそれはその地域の住民自身の問題であって他から介入すべき筋合いのものではない。それこそ地方自治の、すぐれて地方自治の問題だと、こう思うんです。これはいかがですか。

○政府委員(宮澤弘君) ただいまおっしゃいますように、地域開発等をめぐって最近いろいろ問題がございしますが、その場合に、個と全体と申しませうか、一地域の問題、それからその地域を含みまして全般の振興開発の問題、この個と全体の問題

というの、常にと申しますか、ある場合には衝突をするということが少なくないのでございまして、その間の調整をどうするかということが、現在においてはおそらく一番大きな問題ではなからうかと、私はそういうふうな感じをいたします。

○和田静夫君 先ほど新聞見てなかったと言われますが、新聞見ていようが見ていまいが、しゃべられたんだから、しゃべられなかったら記事に載らぬのだから。あなたは、「地方自治法上も、こうした形の住民投票は好ましくないと思う。」と、私の見解とあなたの見解と全く別の立場ですが、それは、あなた自治省のお投人としてはいいだけないと思うんです。あなたはそのいうふうな言われてはいますが、みずからの地区の意思を住民投票によって明白にしようという行為がなぜ自治法上好ましくないんですか。

○和田静夫君 あなたは、最後に、「県や町も、住民がこのような感情的になるまで放置していたことは、きわめて遺憾だ。」と、こういうふうな言われておるわけですね。ほんとうに遺憾ですよ。あなたが言われるような趣旨なら早くやればよいんです。ところが、どたんばにいて、この返って、自治の発想に基づいて、そして解決への投票、意思表示を行なったら、それを行政がチェックをする、こういう形になったわけですから、そういう意味ではあなたの論法というのは私は誤っていると、こう思う。あなたと論争するつもりはありませんが、行政局長、自治法九十四条というのの存在する趣旨は何ですか。

○政府委員(宮澤弘君) 九十四条は町村総会の規定でございまして。申し上げるまでもなく、一般的に現在の地方制度は、住民が議員を選びまして自分たちの行政をまかせる、信託をする。こういうたてまえになっておりますけれども、きわめて小規模の町村というところで、住民のいわゆる直接民主制と申しますか、直接民主制というふうなものがある場合には、そういうことも考え得るといふことがこの第九十四条の規定の趣旨で

朝日新聞の記者から夜電話がございまして、いまお尋ねの住民投票の措置につきましてお尋ねがあったわけでありまして、電話のことでもありませんから、その間のやりとりを正確に私は記憶しておるわけじゃありませんが、私といたしましては、所管事項でもございませぬし、地域の実態も事実もよくわからないし、そういう状態の中でお答えをするのはいかがかと思うということをお答え申し上げましたところ、ぜひ話を聞きたいんだというのでございまして、私から申し上げましたのが、そのときに私は、これは私の私見としてお答えをいたしたのであって、正確にはやはり所管の課長にお聞きを願いたいという形で申し上げてあるわけですね。

一つは、そういう地域の住民投票に対する法律的な規定の問題がございましたから、現行の地方自治法上は住民投票の制度はないんだというお話を申し上げただけでありまして、住民の意思決定というの、議会を通じてのみ行なわれる仕組み

になつてゐるのが現行地方自治法であるというところをお答え申し上げたわけでありまして。もう一つは、それだつたら、いまの住民投票についてはどういふふうな考えかということでもございまして、賛成と反対が何か非常に感情的に高まつておるといふ話でもございまして、そういう中で、住民投票に習熟してない現行の地方団体の中で住民投票を行ないますと、先ほど局長が申し上げましたようないろいろなトラブルが残ります。しかも、しこりとなってあとを引きずります。そういう段階では、むしろもう少し住民と積極的に当局が話をされるということのほうが望ましいんではないかというお話を申し上げたのがそういう記事になつたのでありまして、私は、住民投票についての云々の議論をしたわけではございませぬ。

○和田静夫君 あなたは、最後に、「県や町も、住民がこのような感情的になるまで放置していたことは、きわめて遺憾だ。」と、こういうふうな言われておるわけですね。ほんとうに遺憾ですよ。あなたが言われるような趣旨なら早くやればよいんです。ところが、どたんばにいて、この返って、自治の発想に基づいて、そして解決への投票、意思表示を行なったら、それを行政がチェックをする、こういう形になったわけですから、そういう意味ではあなたの論法というのは私は誤っていると、こう思う。あなたと論争するつもりはありませんが、行政局長、自治法九十四条というのの存在する趣旨は何ですか。

○政府委員(宮澤弘君) 九十四条は町村総会の規定でございまして。申し上げるまでもなく、一般的に現在の地方制度は、住民が議員を選びまして自分たちの行政をまかせる、信託をする。こういうたてまえになっておりますけれども、きわめて小規模の町村というところで、住民のいわゆる直接民主制と申しますか、直接民主制というふうなものがある場合には、そういうことも考え得るといふことがこの第九十四条の規定の趣旨で

朝日新聞の記者から夜電話がございまして、いまお尋ねの住民投票の措置につきましてお尋ねがあったわけでありまして、電話のことでもありませんから、その間のやりとりを正確に私は記憶しておるわけじゃありませんが、私といたしましては、所管事項でもございませぬし、地域の実態も事実もよくわからないし、そういう状態の中でお答えをするのはいかがかと思うということをお答え申し上げましたところ、ぜひ話を聞きたいんだというのでございまして、私から申し上げましたのが、そのときに私は、これは私の私見としてお答えをいたしたのであって、正確にはやはり所管の課長にお聞きを願いたいという形で申し上げてあるわけですね。

あろうと思ひます。

○和田静夫君 言われるとおり、九十四条というのは、私も町村段階における直接民主主義の可能性を示唆したものだ、こういうふうには思ひます。したがって、まさに石川県のこの場合がすぐれて直接民主主義的に結論を出さうとしたわけですね。これに対して、それまでずっと黙っておったほうが、県が待ったをかけるという形は、これはもういみじくもこの中の論議的な部分でも触れているように、一方の側に加担をする、いわゆる建設促進の側、原子力発電所建設促進の側に加担をする行為、こういうふうになつていつていっているわけですね。この辺は先ほど来十分に調査がなされていないようであり、もう少し十分な調査をしてもらつて、そして一定の見解を出してもらいたいが、よろしいでしょうか。

○政府委員(宮澤弘君) 御要求がございましたので、県当局のほうからもその辺の事情をよく聴取をいたしたいと思ひます。

○委員長(玉置猛夫君) ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起して。  
本件に対する本日の調査はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。  
午後三時三十分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(第一八二号)(第一八五号)(第一九四号)(第二〇四八号)

一、「市町村連合法案」反対に関する請願(第一八八〇号)(第一八六三三号)

一、被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(第一九四五号)(第一九四六号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)

第一八一一号 昭和四十七年五月十二日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

第一八一一号 昭和四十七年五月十二日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願

請願者 熊本県人吉市二日町 田中喜久代  
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一八五〇号 昭和四十七年五月十二日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願  
請願者 熊本県八代市田中 泉ミホ  
紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一九四四号 昭和四十七年五月十六日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(三通)  
請願者 栃木市入舟町一三ノ一八 榊原春子外二名  
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第二〇四八号 昭和四十七年五月十六日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願  
請願者 千葉県旭市ロノ一、五三六ノ二千 葉原連合婦人会内 加藤てる

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一八八〇号 昭和四十七年五月十三日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願  
請願者 岩手県北上市相去町字相去町八九 千枝隆夫外百十六名  
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一八六三三号 昭和四十七年五月十二日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願  
請願者 山口市大字大内御堀九四七 児野隆

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第一九四五号 昭和四十七年五月十六日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(五通)  
請願者 大阪市東住吉区長吉長原町七七六 市住長吉東七区四七ノ二四〇 北口弘治外八百四名  
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第一九四六号 昭和四十七年五月十六日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(四通)  
請願者 大阪府堺市浅香山町三一ノ八ノ二 丸山日出男外六百九名  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第二〇七九号 昭和四十七年五月十七日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(三通)  
請願者 大阪府吹田市千里山西三ノ一六ノ三 根来昭子外四百六十五名  
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第二〇八〇号 昭和四十七年五月十七日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(三通)  
請願者 大阪市東淀川区飛鳥町一九四 和田輝夫外四百八十三名  
紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第一九四四号 昭和四十七年五月十六日受理

「モーター」規制に関する法律制定に関する請願(三通)  
請願者 大阪府堺市浅香山町三一ノ八ノ二 丸山日出男外六百九名  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第二〇七九号 昭和四十七年五月十七日受理

被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(三通)  
請願者 大阪府吹田市千里山西三ノ一六ノ三 根来昭子外四百六十五名  
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第二〇八〇号 昭和四十七年五月十七日受理

昭和四十七年六月十五日印刷

昭和四十七年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A